

5 ベルギーのリージョナリズム —連邦・共同体・リージョンの対等・併存—

成蹊大学名誉教授
佐藤 竺

まえおき

本研究会は対象地域ごとに4部会に分かれるが、昨年度から共通の課題として各国のリージョナリズムを取り上げ、本来の各国の地方自治研究に支障のない程度で継続的課題として調査することになった。その意図は二つある。1つは、欧米諸国では従来連邦制を採る国が少なくなく、そこでは連邦と州との関係にそれぞれ特有の変容が現れてきていると同時に、以前は単一国家だった国々に連邦制への移行とそれに伴うリージョン化の動きが見られ、わが国ではほとんど取り組まれることのなかった欧米のリージョナリズム研究を深める必要性があるという点である。いま1つは、今日わが国でも市町村合併の大規模な進行や地方分権改革との絡みで道州制問題がにわかに浮上したが、提案されている構想の多くは理論的実証的な研究とはほど遠い思いつきが目立ち、このままでは百年の計ともいべき根本的な国家改造の先行きが思いやられるなかで、その提案の内容を豊かにするためにも欧米との比較研究が不可欠となっている点である。

ところで、今年度前述の4部会外のベルギーとオランダを実態調査することになったいきさつを述べておく。第1に、特にベルギーは面積わずか3万2,547 km²、人口1,000万人少々の小国にすぎないが、ここ3分の1世紀の間に、フランス南欧部会の研究対象のイタリアやスペインと軌を一にして連邦化が進み、しかも比例代表制に特有の多党分立と相まってワロンとフランダースという南北間の深刻な対立がこの年6月の総選挙で頂点に達して組閣が難航、191日間の後ようやく暮れに3か月の暫定内閣が成立したという政治事情があつて格好の研究対象が現出したことにある。また第2に、そのような事情から座長会でその研究を提案したところ、どの部会のメンバーも研究対象を広げる余裕はなく、それこそ会長自ら手掛けよと反論されてしまったことによる。まさに後述のようにベルギー憲法もアメリカ合衆国やカナダと同様連邦と州の権限配分の結果その間隙に生ずる新たな課題は、余剰権力として連邦の権限・責任に帰するのに似て、どの部会にも属さない国は会長にということになったわけである。幸い、1971年最初の世界一周の長期調査旅行の際知遇を得たベルギー人の大学医学部教授 Harko & Lieve van Egmond 夫妻の招きでそれから無慮10回に達する回国訪問と国内旅行（彼らは国内に限らずヨーロッパ各地に足を伸ばしてくれた）を体験していて、強い親近感を抱いていたこと、また日本には若干のベルギー研究者はいるが遺憾ながらその地方自治やリージョナリズムの適当な研究者は現役を退いた下条美智彦氏以外見当たらないことから、やむをえず私が引き受けることにした。ただもう半年で傘寿という高齢の身であり、各地の一人は無理だったが、都合よく弟子の馬場健君が半年の予定でロンドンに私費留学していたので、全面的に彼の力を借りることができた。それこそ、丸2週間のインタビュー相手のアポイントメント取得、宿や通訳の手配、参考文献の購入、さらには連日の車の運

転まで全てを献身的にやってくれたお陰で本稿と後続予定の同国の地方自治の別稿（平成 20 年度報告予定）が用意できたことに感謝したい。

一方、オランダに関しては同国特有の治水委員会に興味を持った馬場君が別途執筆すること、また私のベルギーの地方自治に関する実態調査報告は、各県（province）や自治体に対する事前の質問事項への回答がいずれも大量のうえ、オランダ語とフランス語ばかりなので次年度一杯掛けて仕上げることにしたこと、さらに共同体・リージョンのインタビューはワロンだけ自治担当大臣が応じてくれるはずだったが訪問直前に当方の訪問不可能な時間帯に変更してきたため断念したこと、したがって本稿は全て末尾に紹介した文献を中心に若干の現地での見聞を交えて執筆せざるをえなかったことを断っておく。ただし、引用は著書名や著者名の付記の煩わしさを避けるために、この末尾の文献の冒頭に付した番号で示すことにする。なお、特にベルギーの北半分を構成する地域の名称は、文献によってフランデレン、フランドル、フランダース、また言語についてもフレミッシュ、フラマンとさまざまだが、その善し悪しはさておき本稿では「フランダースの犬」などでなじみが深いので一応全てフランダースに統一し、必要に応じてフラマン語などを用いたことを断っておく。

それにしても、1973 年から翌年に掛けて私が最初に世界一周の調査旅行に出掛けた当時は、ベルギーは「遠い国」だった。その後数年経って 3 度目かに前述の Egmond 夫妻に日本へ来てみないかと誘ったら“far, far east”という言葉が返り、また「貴方はいつも浴衣や日本人形などいろいろ珍しいものを土産にくれるので子どもたちは夢の国の王子様と呼んでいる」と話してくれたのが忘れられない。それくらいだから、ブリュッセルの博物館では「日本の部屋」には何と笙・箏と古色蒼然たるひな人形（それも三段重ねの内裏や 5 人囃子は半分しかおらず並べ方もでたらめ）に恐らく幕末か明治の初めの若い女性の着物姿の写真が 1 枚添えてあっただけで、日本大使館は何をやっているんだと憤慨した。しかし、私も大きなことはいえず、ベルギーについての知識は 2 度の大战でドイツ軍に蹂躪されたこと、フランダース地方がかつては素晴らしいタペスリーなどの織物の産地だったこと、明治の初めから鉄道車輛など鉄製品が輸入されていたこと、ブリュッセルを初めアントワープ、ブリュージュなどの素晴らしい都市があること、南にはアルデンヌの景勝が広がっている程度の知識しかなかったし、帰国して大学の経済学部の佐々木克巳教授から私のベルギーへの思い入れがことのほか大きいと聞いて上梓したばかりの『歴史家アンリ・ピレンヌの生涯』（創文社、1981 年）を届けてもらい、初めて少し学んだにすぎない。したがって、本研究会の部会に研究対象として加えられなかったのは当然であるが、今やこの国の首都ブリュッセルが EU の首都としても脚光を浴びるに至ったことを考えても、本稿が若干の刺激になって研究者が出てきてくれることを期待しておきたい。

第1章 ベルギー・リージョナリズムの背景

第1節 ヨーロッパでのEU圏域拡張と分権の動き

1 EUの出現の影響

第2次世界大戦後のEUの出現と活動の活発化は、周知のとおりヨーロッパの長年にわたる主権国家のあり方に多大の変化をもたらした。20世紀に再度の大戦で戦火を交えたフランスとドイツの不戦の誓いを体現した欧州独自軍の創設に始まり、国際司法機関の設置、共通通貨ユーロの採用など、ヨーロッパの超国家的統合への動きは、統一憲法の採択こそ頓挫したものの着実に進展している。そして、その圏域拡張の波は、東欧やトルコにまで及び、包含する人口は5億人に迫る勢いを示している。それに伴い、EUやさらに国連関係の国際条約の各国国内法、とりわけ憲法との関係に新たな解釈運用の必要性が生まれ、他方EUの推進する分権化はそれぞれ他民族によって構成されるヨーロッパ各主権国家の内部に構成諸民族のアイデンティティ確立への運動を誘発し、またそれによって増幅されている様子もうかがえる。とりわけヨーロッパ自治憲章の採択は、ヨーロッパのみならず世界各国の自治権拡充の動きに対して多かれ少なかれ影響を及ぼしている。

一方、EUによるヨーロッパの統合はユーロを基軸とする経済圏のみならず、コンピュータ化と結合したメディアの急激な発達に支えられて世界共通語の英語による言語の統一をも促進している。これは同時にこれまでのヨーロッパにおけるフランス語の斜陽化をもたらし、またこれまで参加各国の公用語だった伝統的な自国語の中に公用語として認められなくなったものも出てきて、多言語主義が選別に掛けられ、そこから漏れれば消えていく運命にある。これにより伝統や文化が消滅してしまうとの危機感を抱いた若者を中心に、これらの地域語を学習し、残そうという運動も起こっているが、反面こういった試みは極右の民族主義者の運動の手段として利用されるおそれもある。ベルギーでも、こういった動きが見られることはいままでもない。ここでは、後述するようにもともと各地に多様に存在していた地域語(方言)が、ケルトのオランダ語と類似のフランダース語と、ラテンのフランス語と同根のワロン語に統合されてきた。しかも、歴史的には国際的に優位の地位にあったフランス語がワロンの経済力を背景に長らく同国の公用語として君臨し、これによって劣勢に立たされてきたフランダースの激しい文化運動を引き起こしてきたのだった。

ともあれ、現在ヨーロッパを旅行してみると、EUの存在の恩恵が私たちにも及んでいることが体験できる。何よりもイギリスなど一部を除いてユーロだけですませるし、車で旅行する限りパスポート提示の煩わしさもない。1971年に初めて3か月にわたってヨーロッパ各地を調査旅行して以来たびたび彼の地に足を踏み入れたが、国が代わるたびに通貨を交換し、パスポートを提示しなければならず、前述のベルギー人夫妻の車でベルギーからオランダ・ドイツ・スイス・オーストリアと約3,500キロを旅したときなど、特に最後の2国間の国境の出入りのたびに1日に何度も検問されたのを思い出す。まして東欧への出入国の際の長時間待機など今では2度と体験できないものとなってしまった。

2 国際条約と国内法

ベルギーの連邦化とリージョナリズムの進展を検証しようとする、その背後に今指摘し

たヨーロッパでのこの EU の不断の圏域拡張と、一見それとは相反する方向の分権化のうねりが連動していて、しかもこの両者がその中間に介在する既存の主権国家ベルギーの頭越しに緊密に連携して動いていることが看取できる。例えば、1970 年の連邦化に伴う連邦政府と対等・並列・同格の「共同体」と「リージョン」の誕生によって、EU と両者の間に主権国家同様の条約締結が可能になった。また、EU の条約と連動する国内法（この場合は連邦の法律と両機関の「デクレ」）の制定なしに条約自体が直接適用されるということになり、全ての法規が憲法同様の条約遵守を要求されるに至った。そうすると、ベルギーでも憲法と条約のいずれが優位性を持つかの論争も現れた。まだ私が学生だった敗戦直後の占領期に、憲法の規定に矛盾抵触する条約の締結によって違憲の法律を締結できるかどうかの議論が当時の憲法・国際法の研究者によって闘わされていたのを思い出す。

3 分権化の動き

ところで、ヨーロッパの近代は、極めて複雑多様化した人種・民族・部族の民族国家への統合の歴史であった。神聖ローマ帝国崩壊以後、一旦細分化された状況は、それまでの小単位では資本主義形成にとって不利であることから、より大きな、したがってそれだけに人為的な単一国家へとそれぞれ地域的に統合されていった。この胎動は、18 世から 19 世紀に掛けて、ときには戦火を交えて続いた。ベルギーやその統治国だったオランダ連合王国の誕生は、19 世紀前半のことにすぎない。そして、欧米に発達した近代政治学の常識では、連邦国家から単一国家へ発展することはあっても、その逆は想定外のことだったといえよう。ところが、ベルギーでは 20 世紀も後半になってそのような想定外の事態が起こり、しかも過去 3 分の 1 世紀にわたってその分権化の動きが進展していて、連邦化とリージョナリズムの格好の研究対象となっているのである。

4 移民問題

それに加えて、ヨーロッパ全体で大きな問題になっている移民（あるいは難民）の流入も、ベルギーでやはりさまざまな波紋を投げ掛けている。この問題は、根底にはヨーロッパ諸国の植民地政策のツケが回ってきたという事情が横たわるが、最初は「ガスト・アルバイター」（お客さん労働者）と国内の人手不足を補う、しかも自国民がダーティーな労働として嫌う分野の貴重な担い手として歓迎されていたのが、その数が飛躍的に増えるにつれてしだいに厄介者扱いされることになってくることが多い。私が初めてドイツへ入ったとき、トルコ人など約 30 万人はまさにまだガスト・アルバイターだったが、その後大分たって 10 倍の 300 万人に増えたときには全く事情は違っていた。だが、数年前、やはりベルギー人夫妻に連れられてベルリンに数日滞在したときには、ちょうどボンから大統領府が移動してきたときで、旧東独全体に旧西独の威信を掛けて東ベルリン再開発やアウトバーンの拡幅に取組み、ドイツ人の賃金の 3 分の 1 といわれたポーランド人やロシア人が肉体労働に従事していたが、これは紛れもなくガスト・アルバイターだった。しかも、この人たちが公園に持ち込んだ壊れたバスに寝泊まりしているのを見たとき、かつて『川崎市議会史』を執筆したとき、1924（大正 13 年）関東大震災の後昭和初頭の不況で全国から流入した労務者が、沖中士など 1 日働い

て1円そこそこの日当、1割以上ピンハネされてそれも平均5日に一度しか職に与れず、1日20銭では川崎大師が慈善事業として営む1泊30銭の「社会館」にも泊まれず、鉄道のガード下や神社や寺の床下で暮らすものが数百人もいたのを思い出す。しかも、当時は社会保障もなく、おかずもない白米だけで1杯5銭、これにも手が出ないから篤志家たちの寄付した米を使って社会館で朝炊き出してくれる1杯のおかゆだけで重労働に従事したから、亡国病と恐れられた不治の病の結核に平均の10倍もかかるという悲惨な状況だった。つい最近、イギリスの労働力不足からやはりポーランドからの移民が多くなり、一方ポーランド自体で労働力不足が深刻化していると報道された。こういった事情はそれぞれ国によって状況は多様だが、後述するようにベルギーでも時期を異にして入国してきた多様の人種・民族に分かれる移民が現在では人口の約1割を占め、一方では住宅の提供などの手厚い政策を展開しながらも、排斥運動も含めてさまざまな問題を提起していて、ここにもヨーロッパ共通の課題が見受けられる。

第2節 ベルギー連邦制の特色と諸問題

ここでベルギーのリージョナリズム研究にとって不可分のその連邦制の特色とそれから発生する諸問題について概観しておこう。

1 連邦政府・共同体・リージョンの並列・同格

1970年第1次国家改革により憲法改正が行われ、ベルギーは単一国家から連邦制国家へ移行した。ただし、多くの連邦国家の場合、連邦構成州は固有の憲法を持つが、ベルギーでは持っていない。これは、連邦国家の形成過程に関連するもので、他ではすでに憲法を持っていた独立州の融合を経て連邦国家が形成されたのに対して、ベルギーの連邦主義は単一国家の漸進的変形を経て連邦国家へと移行したことによる。ともあれ、これに伴い連邦からの権限移譲が後述のとおり漸進的に行われてきており、共同体とリージョンは憲法上の自治権を有している。ここでいう憲法上の自治権とは、共同体とリージョンが自前の議会と政府自体の選挙・構成・運営の若干の局面などを規定できることを意味する。そして、議会と政府の構成員の数・選挙区の変更などは特別法で列記されることになっている。

一方、ベルギー独特の特別多数決法制の仕組みとは、憲法上の自治権は特別多数決により採択されねばならない法律により行使されると明記していることに基づくものである。この特別多数決の条件としては、①当該議会議員の過半数が出席し、②賛成が少なくとも投票の3分の2以上なければならない。憲法会議は、この憲法上の自治権をフランダース議会、ワロン・リージョン議会、フランス語共同体議会に付与したが、ブリュッセル首都圏リージョン議会とドイツ語話者共同体には付与しなかった。

さらに、連邦各構成体が自治権強化により分散傾向を強め、連邦の解体にまで進むことのないよう、1993年の憲法改正で、「連邦への忠誠」原理の尊重が明記された。後述の仲裁院はこの原理を権限配分の法則の1つと認め、その「均衡原理」に反映させて、権限の行使に当たりいかなる機関も他の機関がその権限の行使を困難にするような方法で行動してはならないと明示している。

ともあれ、この連邦制採用と共同体・リージョンの設置に伴い、中央政党も全て南北に分

裂、また首都ブリュッセルの特殊事情からここには複雑なリージョンが形成されることになったのを初め、南北間の対立の緩衝役としての国王の存在、政党間・地域間の均衡を保つための「特別多数決法」などの法制の工夫、連邦を構成する3者の管轄権紛争を解決するための仲裁院の登場などさらに独特の仕組みが必要となった。また同時に、3者間の管轄権配分の間隙に生ずる不明確な事項についての方での連邦の「余剰権力」、他方での共同体・リージョン側の「黙示的権力」もそれぞれ認められている。前者は、共同体とリージョンに権限配分されていない事項に対して連邦に管轄権があるというものだが、逆に後者は、共同体とリージョンにとって、明確に管轄権配分がなされていなくても、他の無権限の事項に権限を行使する必要があるときに限って例外的に他の政策レベルの権限の基本を損なわない限りでデクレに法文化することによって適法となるというものである。いずれも立法政策上必要不可欠なもので、後述の仲裁院がその条件付の性質が遵守されているかどうかを監視する。

この連邦化とリージョナリズムの動きの背景には、後に詳述するとおり1,500年に及ぶヨーロッパの民族移動の一環として、しかもその中心となるゲルマンの南下と在来のラテンの民族・言語境界線がちょうどベルギーを南北に二分したため、政治問題が民族・言語・文化・経済と複雑多様に絡み合っていること、したがって連邦化とリージョナリズムは歴史的必然性を持っていたにもかかわらず、比例代表制下での多党分立、連立政権をよぎなくされて特にフランダースの独立志向を強めていることなどが指摘できる。

2 立憲君主制

ベルギーの国家体制は、建国以来立憲君主制を採る。この体制は、日本と対比してみると、国王は明治憲法下の天皇制のような強大な権限を持ってはいないが、現行日本国憲法のような単なる象徴的な存在にはとどまらず、内閣と一体となって執行権を握るとともに、例えば総選挙以降の組閣について首相予定者を指名する権限を持っている。また、20世紀初頭までは植民地コンゴを国会や内閣の承認なしに私有していたり、ごく最近では妊娠中絶法案の裁可に反対して後述のように国会と厳しく対立することさえあった。

1830年10月4日後述のようにベルギー独立宣言に引き続き憲法起草のため公選された国民議会が翌31年2月7日憲法を公布、新国家の機構が基礎付けられた。このときまづ問題となったのは、国家元首を国王にするか大統領制を採るかだったが、国民議会はほぼ全会一致で君主制の採用に踏み切った。独立を推進したのは1つにはその直前のフランスの7月革命だったところから共和制もありえたが、それでは大国の反発を招き侵略を受けて独立を危うくするおそれがあったからといわれる。むしろ、当時の大国の1つイギリスはナポレオンの再来によるフランスの脅威を阻止する緩衝地帯としてベルギーの独立・中立化を歓迎したといわれ、この状況はずっと続き、今では首都ブリュッセルをEUの首都にまで押し上げるに至ったと考えられる。

また、初代国王には最初フランス国王ルイ・フィリップの息子を想定したがフィリップの反対で頓挫、イギリス王家と姻戚関係にあるドイツの王子を選定して当時のヨーロッパ5大国（イギリス・オーストリア・フランス・ロシア・プロシヤ）の信頼の向上を意図してその思惑と合致できた。

このとき、本来ならばベルギー国内から国王を選ぶべきだったが、伝統的なフランダースとワロンの対立から困難であり、むしろ外来者を迎えることによって両者の対立の緩衝装置の役割を期待することになったといえる。現に 2007 年 6 月総選挙以降両者の諸政党間の深刻な対立の中で、日本と違って国王が組閣の主導権を握り、難航する折衝の仲介役を根気よく務めたのはその表れにほかならない。

国王の国家元首としての権力は「制限された個人的権力」のみであり、自前で行動する責任・権限はなく、大臣と一緒に行動する場合だけ権限を持つことを意味し、「国王」の語は法的意味で使われる場合実際には政府か個々の大臣により行使される権力との関係で用いられる。ただし、国王は何らの個人的権力も行使しないとはいっても何らの政治的影響力も行使しないということを意味しない。伝統的に国王は政府に聴聞・助言・激励を行う権限を有する。

3 歴史—独立以前と以後

それぞれの国家にはもとより特有の歴史が存在する。ベルギーもその例外ではない。ベルギーの場合は 1830 年の独立までの歴史と以後の歴史を一応分けて記した方がよい。前者は今日の南北対立につながる民族・言語・文化の相違を生んだ大きくはラテンとゲルマンの定着・移動の歴史である。一方後者は、オランダの圧政からの独立に始まる近現代史で、独立の原動力となった南部のワロンのフランス語話者が北部のフランダースを支配し、公用語は唯一フランス語だったのはもちろん、軍隊も将校はフランス語話者のみで第 1 次大戦でフランダース人は彼らの命令を理解できず大量の戦死者を出し、フランダース人の死刑になる裁判でも彼らの理解できないフランス語しか使われず、北部の国立大学でもフランス語での教育しか認めず、それを裏打ちする鉄鋼と石炭を有する南部の経済力の圧倒的な優位性が 1970 年頃まで続いた。ところが、それ以後は経済構造転換の波に乗って状況は一変、北部の優位性が高まり、格差は拡大の一途をたどっている。ともあれ、このような歴史を理解しないと現在のリージョナリズムの深化は解明できない。

ところで、オランダからの独立は、その圧政に反発した当時の 2 大勢力のカソリック教徒と自由主義者の主導によって達成され、その影響は現在まで続いている。ベルギーはその 80%ないし 90%がカソリック教徒といわれ、特にフランダースでは下級聖職者が農民に食い入ってその影響力を強め、独立の原動力になったとされる。一方、自由主義の伝統はワロンに根付き、今日なおそれを標榜する政党がこの地域の政治的主導権を社会党とともに握っている。

4 言語境界線と言語紛争

ベルギーの連邦制への移行の根底には、前述の長い歴史の中で形成されてきたゲルマンとラテンの今日の南北対立にまでつながる民族・言語・文化の相違が横たわる。言語境界の凍結は、社会的不利益解消のために集団の権利を主張するフランダースの領土原則 (territorialiteitsprincipe) と、歴史的支配を維持するために個人の権利を主張するフランス語話者の側の個人原則 (personaliteitsprincipe) との妥協を示している。

これはまた、ヨーロッパの1つの言語境界線の表れであり、それを挟んでフランダースとワロンの言語を中軸とする紛争が展開されてきた。通常はオランダ語圏のフランダースとフランス語圏のワロンの対立として説明されるが、実際にはそれぞれのオランダ語もフランス語もオランダやフランスで使われるものとはやや違いがある。その1つは、両言語とも長い歴史の中で特に封建社会の孤立分散状況の中で地域ごとの方言が定着してきたことによる。それぞれの国で標準語となっているオランダ語もフランス語も、元は両国の一方方言だったものが、オランダの場合はそのかつての大発展を主導したアムステルダム地方（ホランド地方）の地域語が共通語になり、またフランス語もパリのイル・ド・フランス地方の地域語が12世紀以降のこの地の文化的地理的好条件によって16世紀に公用語に採用されたにすぎない。したがって、フランダースで使われているオランダ語は、正確に言えばフランダース語と呼ぶべきで、そこの極右勢力がオランダへの併合は望まず、その独立を主張しているのはそのためである。一方、ワロンのフランス語も今なおおまかにいって5つの県ごとに別の言葉が話されていて、最西端のHainaut県のほぼ全域とその東隣のWalloon Brabant県の西半分がピカル語、後者の東半分とその南側のNamur県の西半分が西ワロン語・ワロン＝ピカル語、Namur県の東半分のそのまた北半分とWalloon Brabant県の東半分とLiegé県の西端の一部がナムュール語、リエージュの残り大部分がリエージュ語、Namur県の東半分のその南半分とLuxembourg県の北半分とがワロン語・ワロン＝ロレーヌ語、後者の南半分がロレーヌ語、なお後者の西端にわずかながらシャンパーニュ語が存在する。ただし、これらはいずれもフランス語からの派生語ではなく、それと同根の俗ラテン語（昔ローマから移住してきた一般人の使用していた方言）から生まれたもので、ワロン語として統一はできないようである。（3）

地域ごとに異なる方言といえ、日本だって昭和に入りラジオが普及していわゆる東京弁が全国に放送されるようになってから初めて共通の会話ができるようになるのであり、前述の川崎市ではその頃全国各府県から中国や朝鮮まで含めて満遍なく多くの人が流入していたことが当時の『横浜貿易新報』（現神奈川新聞）に毎年数字を挙げて詳しく報じられていたが、その子弟が小学校に入学してもお互いに方言では意思疎通ができず教師はお手上げの状態、裕福者の子弟はみな東京か横浜の私立学校に越境入学していた。ところが、小さな記事だが同紙にある教師がこういう状況の子どもたちに共通して理解できる言葉を作り出し、市長が痛く感心して表彰したと出ていた。今となってはその方法がどういうものだったか知るよしもないが、敗戦後間もなく津軽弁や薩摩弁を話す友人たちと接したとき、両者間はもとより私自身もどちらの言葉もチンプンカンプンだったのが思い出される。また、もう3分の1世紀前のことだが、スウェーデンに何度か訪れてストックホルム郊外の新設のニュータウンを調査してはよく整備されているのに感心していたが、実はここには移民が収容されていてそれぞれ言葉が違って通じ合わず、生粋のスウェーデン人は逃げ出してしまうと聞かされた。今の日本人には想像も付かないヨーロッパの多民族・多言語・多文化状況が随所に見られるということになる。

ところが、長いフランス語話者優位に対して1963年にフランダースの強い要求を入れて、後述するように東端のVerviersから西端のKortrijkに至るほぼ東西に一直線の人工的な言語

境界線 (frontière linguistique) が法定され、ここから連邦化・リージョナリズムの動きが始まり、言語紛争が民族・文化のみならず経済的・政治的・社会的要因と複雑に絡んで激化していく。ちなみに、この境界線を規定する法律は、下院ではフランダースの総数 104のうち賛成 93、反対 11 だったのに対して、ワロンは総数 93 中賛成 37、反対 56 と、極めて対照的だった。

なお、この線引きが妥協に基づく人工的なものだったことにより、境界をまたいでの反対の言語使用が見られることは当然で、フランダース語とワロン語は境界線付近では相互浸透し、影響し合っているとされる。要するに、この境界は各行政機関の公用語使用上の便宜のものであって住民の日常生活での言語使用を規制するものではない。

5 多党分立と政党の南北分裂

ベルギー政治の特色は、1 つにはオランダからアメリカに移って政治学者として活躍した A・リュハート (A.Lijphart) によってオランダをモデルにして 1960 年代に解明され名付けられた「多極共存型民主主義」(consociated democracy) にある (彼は 77 年にはベルギーについても分析している)。(4) この一種逆説的民主主義は、ベルギーにも当てはまり、連邦制やリージョナリズム研究者たちも好んでこのモデルを活用している。これは、社会が複数のサブ・カルチャー=民族・宗教・文化・階級などに分裂し、それぞれのエリートが相互に妥協することによって社会の分裂解体やグループによる強圧的支配を回避しようとするものとされる。これは、このような国では英米流の多数決民主主義は成り立たず、とりわけ南北の対立から連邦での立法部や諸機関の構成には特別多数決の採用や徹底した均衡が図られている。

このモデルが機能する必要条件としては、一方で①サブ・カルチャーの凝集力が高いこと、②一般人がエリートに対して従順であること、他方で、③エリート間に紛争の非政治化、比例制原理の多用、秘密交渉などのルールが成立していることなどが指摘されている。そして、個々のサブ・カルチャー内部では政党を頂点に社会集団、放送、学校、その同窓から各種趣味やスポーツなど生活の中でのサークル活動に至るまでそれこそゆりかごから墓場までそれぞれの柱 (pillar) と呼ばれるものを形成して相互に拮抗しながら、しかもエリート間の協力・妥協・取引によって大連合政権を構成して政治的安定が保たれる (ベルギーに関する文献では「支柱主義」という言葉がしばしば使われる)。オランダのほかベルギーやスイス、オーストリアなどにもよく当てはまるとされるが、一般人の従順さやエリート間の妥協などは民主化の促進に妨げになり、またベルギーではこの妥協が困難になってきていることが今回の組閣の難航で露呈された。

ともあれ、ベルギーの場合は、このような状況から比例代表制を採用せざるをえず、これが多党分立を招き、しかもイタリア型のように第 1 党の得票にプレミアムを付けることもないので、連立政権の結成が不可欠となる。また、分権の進展と軌を一にして、それまでの中央諸政党がいずれも南北に分裂、状況は一層複雑化した。さらに、経済力の逆転によって強力になったフランダースの税源や社会保障についての連邦から共同体・リージョンへの移譲要求が強まると、経済的に衰退したワロンとしては「ベルギーは一体だ」としてフランダー

スに譲歩を迫るか、あるいは言語の共通性からフランスへの併合を志向するかしか道はない。一方、フランダースの側は、共同体・リージョン議会の第1党の極右の Ylaams Belang（フランダースが重要）の「フランダース共和国」独立の提唱を背景に、その主張を大幅に取り入れた前述の税源や社会保障の地方移譲を主張して今回の総選挙で連邦では第1党に躍進した第2党キリスト教民主フランダース党など、経済的にお荷物になったワロンの切捨てを志向する可能性が強い。もともとこの Ylaams Belang の進出に対しては他の有力諸政党は南北のいかに問わずその移民排斥とフランダース独立の主張への共通の警戒感から、いわゆる「防疫線」(cordon sanitaire) を張ってその連立への参加を一致して拒否してきたのに、票の欲しさから中道右派のキリスト教民主フランダース党がそちらへすり寄ったもので、恐らくそのことも今回第1党の同党を首班とする組閣が成功しなかった一因ではないかと思われる。

6 比例代表制と排斥条項・投票義務化

今述べた政党の分立や南北対立から連邦や共同体・リージョンの選挙はいずれも比例代表制を採り、これがまた政党分立に伴う連立政権以外に選択の余地をなくしている。しかも、イタリアの前述のプレミアム制度のような第1党が全体の過半数を制する安全装置や、ドイツやそれを取り入れた日本のような小選挙区制の併用もしていないから、多党分立による連立政権はどこも不可避であり、共同体・リージョンの場合にも水と油としか考えられない政党間の連立も見られる。また、これまで述べてきたように南北間の対立が激化して諸政党がそれぞれの地域の利益に固執して連立協定に有利な条件を確保しようと頑張ると、今回のように選挙後実に191日もの日数を費やしてしかもわずか3か月間の暫定政権が誕生できたといった例に顕著なように、組閣がますます難航するのは避けられそうにない。もっとも、この難産が延々と続くのに対しては、日本ならごうごうたる非難の声が上がること必定だが、ベルギー国民は一般に冷静で、あれは政党だけが勝手にやっていることわれわれには関係ないという意見が有識者の間にも聞かれた。

ところで、この多党分立は、むしろ敗戦直後の日本を回顧させるようないささか乱立気味の状況を呈している。このため、ドイツなどと同じ小党締め出しの5%条項——総得票数の5%以下の政党には議席を配分せず議会から閉め出す——を連邦のみならず共同体・リージョンでも採用している。要するに、比例代表制の欠陥とされるものへの安全弁である。これを2007年の総選挙の得票で見ると、比較的によくの得票を勝ち取った政党以外に、まず最近進境著しい環境関係では、前回4議席だったワロンの Ecolo が8議席と倍増、フランダースの Groen!も初めて4議席を占めた。一方極右は、前回より1議席減の17を維持した Ylaams Belang のほかに、前回と同じ1議席の FN (Front National) 「国民戦線」——スペインのかつての独裁者フランコの国家主義政治運動を継承し Ylaams Belang 同様な強硬な移民排斥を主張——がある。他方、極左では毛沢東派極左政党の PVDA (Partij van de Arbeid van België) が倍増の0.9%、フランドルの社会民主党 (SP.a) の中道路線に反対して2006年に結成され南北両地域で共産主義・トロツキストの極左運動を展開しフランダースで0.4%、ワロンで0.2%を獲得した CAP (Comité voor een Andere Politiek) があつた。

さらに、ベルギーの場合他国にも2-3見られる選挙の投票義務化を行い、投票所に出向かないと罰金が課せられるので、投票率は平均90%に達している。ただし、投票所に出向いて棄権する旨届ければそれでよい。これについて、アントワープ大学のスタッフは、表向きは国民の義務だから当然といわれているが内実は社会党が下層の有権者の票を当て込んで主張したものの現状ではその票は極右に奪われているとのことだった。

7 ブリュッセル首都圏リージョン問題

南北二つの地域の共同体・リージョンやドイツ語話者共同体の設置に対して、フランダーズの中に存在するブリュッセル首都圏リージョンの設置は南北対立のあおりを受けて10年近く遅れることになった。ここは、ワロンの経済が隆盛だったとき、その産物を扱うワロンの人間が大量に移り住み、生粋のフランダーズ人は10%にまで減ってしまい、他方移民も非常に多く住み着いているため、フランダーズ共同体・リージョンへの帰属は望まなかった。そこで、フランダーズとワロン間に長期間にわたる折衝が続けられて両者の均衡を保つ特殊な制度が作り上げられたのだった。特にリージョンと共同体に関しては、リージョンは議会内に言語グループの設置・執行部における同数原則・一部選挙区での特定の制度を、また共同体に関してはそれぞれリージョン議会議員により構成されるオランダ語共同体委員会とフランス語共同体委員会、さらに両者の合同共同体委員会も設置された。

8 移民問題

ベルギーのいま1つの特徴は移民問題で、移民の数は現在の総人口約1,000万人に対してその1割を占めるに至っている。もちろん、この移民の増加は世界的現象で、特にヨーロッパでは国によってそれぞれ特有の問題を抱えているが、ベルギーでもその歴史にまつわる独特の移民の流れと、それに伴う問題が生じてきた。最初の移民は第2次大戦中のワロン地域での炭鉱労働者の不足のために迎えたドイツ人捕虜やイタリアとトルコ、モロッコなど地中海沿岸からの移民で、彼らはいずれ本国に戻るお客さん労働者だったはずだが、結局それぞれ地域に同化していった。ついで、植民地だったコンゴや保護領ルアンダ・ウルンジからの流入が始まった。こうして、現在では国民の1割が移民となったが、一方ではこの人たちの人権擁護の問題が起り、他方ではその排斥運動が激化していて、特に極右政党の活動が活発となっている。

9 仲裁院の設置と憲法裁判所への移行

ベルギーの連邦化とそれによる連邦・共同体・リージョン3者の対等・併存に伴い、この3者間の権限争いを予期して権威ある解決機関が必要不可欠となって憲法上の制度としての仲裁院が誕生した。この仲裁院は、その後管轄権を大幅に拡充して、3者の制定する諸法規（連邦法・共同体とリージョンのデクレ・ブリュッセル首都圏のオーディナンス）の憲法、さらには国際条約の遵守についても審理する機関（移民の増加がこの面を一層必要としている）に発展、2007年5月には「憲法裁判所」と改称した。この制度は将来日本で道州制が日程に上ってきたとき、過度の中央集権体制を排して分権を徹底させるとすれば、必然的に連

邦制への移行を視野に入れざるをえず（さもないと道州制の実施は有害無益である）、そうなった場合、別段ベルギーのような民族的対立はなくても連邦と州の管轄権争いを解決するための権威ある司法権からは独立した裁判機構が必要不可欠となり、その際の参考になると思われるので詳しく紹介することにする。

第2章 民族・言語・文化対立・抗争の歴史

第1節 建国以前の言語状況 (3)

1 ローマ帝国時代——ケルト語からラテン語へ

ここでは、最初に文献(3)の石部尚人の解説を借りて古代から中世を経て現在に至るベルギーでの言語状況を見ておこう。現在のベルギーの地には、最初フランスと同じく現在のドイツ南西部からケルト民族が移住、定着した。前述のヨーロッパの言語境界線はこの時期に起源を有する。このケルトがカエサルにより征服されてローマ帝国の属州“Belgica”となったが、この名称は彼が非ローマ人のケルト人の一族“Belgae”から取って命名したといわれる。この名称はその後消えて、18世紀末にフランス語に再登場し、現在の用法として復活する。この古い時代彼らが話していたのは広大な地域で使われていてフランス語の基層語となったケルト語系の言語のガリア語だったが、今では全貌は不祥とされる。そして、ローマ帝国の属州となったことにより、ローマ人兵士たちが持ち込んだ俗ラテン語に取って代わられていったが、これはフランス語やワロンの一部、スイスの一部などに現存するロマンシュ語となる。

2 ゲルマンの大移動—フランス語の支配

その後4世紀になると、ライン河右岸にいたフランク族が気候の変化、他民族の侵攻などにより移動しはじめ、その言語がフランス語に大きな影響を与えたが、ベルギーの地域語にも同様だった。その初の王国メロヴィング朝の創始者はベルギー生まれで、この王朝はベルギーだけでなく広範囲の版図を有していた。ベルギーに限ってみても、フランク人は、初めその北部の悪条件のデルタ地帯に住み、現在のフランダーズ語の元を作り出した。そして、領土をしだいに拡張し、その優秀な軍事力で遂に神聖ローマ帝国を崩壊させるに至った。

ところが、言語の方は逆にラテン語化され、軍事力ではローマに勝ったが文化では破れたといわれた。また、フランク族のキリスト教化も並行して進んだ。一方、南下して領土を広げて行って自らの言語をラテン化させていったフランク族と、北部に残留した民族との間に言語的な隔たりが生じ、これが1,500年を経た今日までの言語境界線を形成する原因となった。

3 中世 (1)

続いて、約1,000年前頃から始まるヨーロッパの中世になると、ベルギーの地にはフランダーズ伯領・ブラバント侯国等現在の県名にも残る封建領主支配が出現した。ここでは、言語の面では前述のとおりそれぞれの地域の孤立・閉鎖の中で多数の方言・地域語が定着していった。一方、フランダーズ地域では毛織物工業が発達し、アントワープやブリュージュ等の都市が商業の中心地として繁栄し、そこに住む市民は自治権を獲得した。

15世紀に入ると、この地域は、リエージュ公国以外はフランダーズ伯家とブルゴーニュ公の婚姻によりブルゴーニュ公国に編入された。ブルゴーニュ公は、行政と司法の監督機関を創設し、一方都市自治権の制限を意図したが都市自治権は守られた。だが、ブリュージュは西ヨーロッパの中継港としての地位をアントワープに譲ることになる。そして、マリ・ド・ブルゴーニュの死に伴い、この地はハプスブルグ家（スペイン・後オーストリア）の支配下

に入った。

16世紀前半都市化が進み、アントワープが西ヨーロッパの商業・金融の一大中心地になり、芸術や科学が発達、繁栄の時代を謳歌したが、反面貧困問題とオランダで起こった宗教改革へのフェリペⅡ世の圧政に対して世紀後半には社会運動が激化した。そして、現在のオランダ北部諸州では一プロテスタント勢力がスペイン軍の駆逐に成功した。だが、南部諸州はリエージュ公国以外スペイン軍の支配が続き、カトリック教が強制された。その後、スペインに代わってオーストリアの支配下に入ったが、比較的穏和な状況が保たれた。さらに、ナポレオンの登場で18世紀末フランスが侵入、1815年彼のワーテルローの敗戦までその支配下にあった。

第2節 オランダの支配とベルギーの抵抗

1 オランダの独立と共和国崩壊

オランダの古代以降16世紀までの歴史は、フリース人が今も定住するフリースラント以外はベルギーと同じで、フランク族が居住していたが、1515年スペイン国王となったカールⅤ世はオランダ17州（Pay Bas）に根付いていた新教徒を王国の統一を妨げるものと恐れてしだいに北へ追いやった。1560年その後継者となったフェリペⅡ世は、スペイン生まれでスペイン語しか理解せず、この地の人心を把握できず迫害を一層強化したため、広範囲に叛乱が起こり、これを鎮圧しようとするスペイン軍に抵抗するため遂に北部7州はユトレヒト同盟を結成して自治を宣言した。この争いは、途中1609年には休戦条約を結んで事実上の独立が達成されていたが、結局80年間も続いた末、北部7州は1648年オランダ連邦共和国としてミュンスター講和条約によって国際的にも認められることになった。

この頃から、アムステルダムを拠点とするオランダ大商人たちの活躍は、バルト海貿易の商権確立から地中海、アジア、新大陸貿易と拡大、一時はヨーロッパ随一の貿易大国・経済富裕国へのし上げた。だが、その後イギリスやフランスとの覇権争いに敗退して経済的に衰微し、1795年フランス革命に巻き込まれて共和国は崩壊した。

2 ナポレオン敗北後のオランダ

この後、バタヴィア共和国からフランスへの併合と続いたが、ナポレオンの敗北後、前述の5大国は1814年10月1日開催のヴィエンナ会議でヨーロッパの運命を取り決め、オランダは現在のベネルクス3国の地域に相当する領土にオランダ連合王国が誕生、現在のベルギー領土の大部分はオランダに割譲された。この王国の成立は、フランスとの間に緩衝地帯を欲するイギリスと、オランダ王国と王が姻戚関係にあるプロシヤとの肝いりによるものだった。だが、ヨーロッパをこのように人為的に分割したそのやり方とその結果生じた過ちが、ヨーロッパ全体をまもなく震撼させる革命の爆発への引金となった。

ともあれ、1815年オランダ連合王国は、北と南に17の県を設け、ハーグとブリュッセルが交互に1年ごとに国会の所在地となった。また、オランダの隆盛に伴い、初めはアムステルダムの商人や銀行家たちの間で交わされていたゲルマン語系の一地域語にすぎなかった「オランダ語」が国語として統一されていったが、一方スペイン統治下に残ったフランダー

スでは言語の統一は見られず、それぞれの地域語が使われていて、これが独立後の公用語としてのフランス語の確立に口実を与えることになった。

3 ベルギーの独立

オランダ連合王国成立後、現在のベルギーの地域でのその圧政に対して、住民の間に急速に不満が高まっていった。新国王ウィレム I 世は、王国の統一を旗印に国内全土にオランダ語の使用を強制した。だが、これは、特にベルギーの地域において南北ともに激しい反発を買うことになった。ワロンで住民がフランス語を使っていたのに加えて、両地域ともに支配層の多くがフランス語を話していたから、経済的に強力な彼らからオランダ語より優位なフランス語を取り上げることなどできるはずはなかった。また、前述のとおりフランダースは、使用される言語はオランダ語と同根のフランダース語だったが、全体がまだ当時は農村地帯で、カソリックの下級聖職者が強い影響力を持っていて、オランダ語の浸透がプロテスタントの普及につながると危機感を抱き激しく抵抗した。そして、オランダやオランダ語に対しては、フランダースの一般住民が一層頑強に抵抗したのは陰にこれら聖職者の扇動があったからだといわれている。

こうして、国王ウィレム I 世の言語政策がベルギー独立運動に火を付けることになったが、その対象はそれだけにとどまらず、国家を統治する権威主義的方法全般、自由の制限、検閲の導入、国王のオランダ人官僚（北部の各県出身）が行政全体に占める支配力、さらにはギリシャでの成功裏に終わった暴動やヨーロッパにおける民族主義感情の高揚などの全てが、1830年のベルギー革命の突発の要因となった。一方、完全な産業転換を遂げた社会での社会的経済的諸条件や当時の二つの思想的運動—カソリックと自由主義運動—への収斂が、オランダ体制に対する人民の叛乱を主導したことも指摘できる。

こうして立ち上がったベルギー自由軍は、この年9月にはオランダ軍と対決し、ブリュッセル公園の周辺地域でのその月下旬の4日間の激しい戦闘で勝利を収め、ベルギー領土内からのオランダ軍追放に成功した。そして、1830年10月4日、オランダ軍はまだ領土から撤退中だったが暫定ベルギー政府がベルギー各県の独立を宣言、引き続き各県政府から選出の臨時政府の9人のメンバーが11月3日の国会選挙を命令した。こうして選挙された国会は、11月18日ベルギー国民の独立を宣言し、さらにベルギーは1830年12月26日のロンドン会議で承認された。続いて、国会は前述のとおり最初のベルギー国王に Saxe Coburg Gotha のレオポルドを選び、彼は1831年7月21日憲法に基づく宣誓を行った。なお、ベルギー独立の国際的承認は1839年4月19日の講和条約で確認された。

第3節 建国以降の対立・抗争

1 ワロンの優位とフランダース語運動の発生 ((2)(12))

独立した後ベルギーでは伝統的に対立する南北両地域の抗争が続き、以後140年にわたってワロンの経済的・政治的支配が確立し、その使用するフランス語が唯一の公用語となっていた。その背景には、第1章で指摘したとおりの事情があり、建国当初からフランス語話者に重点を置いたワロン中心の国づくりの下で築かれたその優位性は揺るぎそうもなかった。

独立を勝ち取ったとき、北部の貧しいフランダースはオランダ語の方言を話す田舎の農民たちが支配的だったが、一方南部の豊かなワロンは前述のとおりヨーロッパ大陸で最初に工業化された地域だった。ただし、ほとんどのベルギー人は自国語として方言を話していたのに、地方のエリートたちは上流社会への移行の印として使われたフランス語を話していた。これに対して、フランダース語運動は、人口の約60%を形成するフランダース人の権利を擁護し、フランス語と同等にオランダ語を公用語として認めさせようとするものだった。

だが、フランダース語運動は1つの組織ではなく、もっと広い文化的言語的経済的政治的活動と見なされ、それらの活動は不断に変化する社会や集団に適用できるが、オランダの言語・文化・政治の若干の局面に共通に接触することによってのみ結び付けられるにすぎない。これに対して、フランス語話者の教会は、フランダースの住民をフランダース人として形成・維持することによって彼らがカソリック教徒であり続ける限りでフランダース運動の主張を支持した。だが、彼らとは違って下級聖職者は文化の伝道者として重要な役割を演じ、オランダ語話者たちを自覚したフランダース人に変え、すでに独立の際には大きな力を発揮させるのに成功していた。

2 フランダース語運動の成果

フランダース語運動は、他方で国家主義的な「田園詩」を育て上げ、教会を捨て、あるいはブリュッセルにおいてオランダ語からフランス語へ使用する言語を切り替えてしまった都市労働者とは鋭く対照的に、唯一フランダースに敬虔な田舎の農民を残し、彼らを「真の」フランダース人と考えた。だが、こうして逆説的に田舎でのフランス化への圧力はほとんどなかったためにフランダースの農民たちをフランダース主義に「改宗」させるのは極めて難しかった。

一方、多くの農村共同体ではフランダース語運動の美辞麗句は外部の聖職者たちによって持ち込まれた。だが皮肉にも、フランダースの帰属意識を獲得した最初の地方人は、フランス化への圧力がより強く、他のオランダ語使用の学生たちと一体感を獲得した都市中心地においての高等教育を追求するために自分たちの自治体を離れてしまった人々だった。フランダースの中流階級の「国民の向上」(volksontwikkeling)は、フランダース運動の美辞麗句の中に顕著に現れ、「フランダース国民」(het Vlaamse volk)を志向する恩恵的な態度を表現している。ここでの「国民」(volk)という言葉は、①文化的には(フランダース)国民全体に関係し、②社会的には「下流」階級、特にフランダース語運動の観点からは「上層」中流階級の文化に習熟した労働者階級に関係するという二つの含意を持つ。

ところで、フランダース語運動は、独立当初からのフランス語独占に対して譲歩を迫り、少しずつ成果を獲得してきた。最初の異議申立は、若干のフランダース作家や詩人から出た。1840年には初めての大規模デモが起こり、フランダースでの行政公文書にオランダ語を、司法においても使用を、フランダース語アカデミー設立をなどの要求をしたが、このときは成功しなかった。だが、運動は、ベルギーを独特な多言語実体として強化する本来の目標から急速に離れてフランダースが自らの権利において政治的認知を求める方向へと向かった。最初はフランダース人にフランス語話者と同等の地位をとるの最小限の要求だったのが、間もな

く単一言語のフランダースではフランダース語だけの使用に向けて過激化し、1873年になって初めて「言語についての法律」が制定され司法の場での使用が認められ、78年には行政の場へ、83年には教育の分野へと拡大されていった。だが、首都ブリュッセルだけは支配層の大半がフランス語話者だったため除外され、89年によりやく口頭による証言だけに認められ、94年には二重言語も法定されたが、依然として重要な決定はフランス語に限られていた。当時、フランス語しか使われていなかったアントワープ大学でフランダース語による教育の要求が出たのに対して、フランス語を話し地位を得ていたフランダース人の教授陣は、フランダース人の将来のためにはフランス語を習得する方がよいと反対して実現しなかったという。

次いで20世紀に入ると、前述の第1次大戦の悲劇が起こったが、これは兵士の80%がフランダース人だったのに軍隊用語はフランス語のみだったことによるもので、しばしば反抗も起こり、遂に1938年士官と士官候補に両言語の知識習得を義務付けたのだった。一方、運動は世紀の変わり目には広範な支持を集め、戦間期には大衆動員が始まった。フランダース語の完全な認知への過程は、社会的はもとより法律的にもフランダース語運動から1960年代末まで100年少々掛かった。

3 運動の変容とフランダース分離主義者

1919年の普通選挙権と女性参政権の採用によって、政治家たちはオランダ語話者選挙民の支持獲得のためにフランダース語運動の要求を政治化せねばならなくなり、その諸要求は文化的領域から政治的領域に移った。その文化的諸要求（フランダース全体での行政・軍隊・教育制度や司法部のオランダ化）がフランダースの全主流政党の政治家たちの協調的な努力のお陰で満たされた。

ところが、1930年代には運動は強力な反民主主義傾向に転じ、これが第2次大戦中の対独協力や後述するように戦後移民増加に対する排斥運動の急先鋒となっていく。そして、フランダースの国家としての独立運動を展開するが、この強烈な分離主義者（flamingants）たちは、同根の言語を話すオランダへの統一は好まない。これは、恐らく宗教と言語の違いからベルギー側にオランダの歴史や経済への劣等感が伏在していることが考えられる。ただし、当のオランダではオランダ語がもはや国際的に影響力の小さいところから英語の習熟に熱心といわれ、これはヨーロッパの中小諸国に共通に見られる現象といえよう。

一方、ブリュッセルでは、フランダース・リージョンにありながらその住民の多数派はフランス語話者になった。以前にはフランダース語運動は個人の言語選択権を主張していたが、これが首都の進行中の「フランス化」（verfransing）と、そのフランダースの後背地全体の言語的高潔性が尊重されなければならないという見解とに利用されてきた。

4 ワロン分離主義者

フランダースとは対照的に、ワロン分離主義者の発生はかなり遅く20世紀も半ばをすぎたから始まり、その主張も当然異なる。これは、ワロンとフランス語の優位性が長く続き、その経済力を背景に重要な国家政策決定権を独占してきたことによる。ところが、1960年代に入り、石炭と鉄鋼を中心とした経済が陰り始めると、経済的に独立の要求が強まり、1960-

61年のベルギー史上最大の「冬の大ストライキ」を契機に、これが1970年のリージョンの設置による連邦化へと発展していくことになる。

だが、ワロンの分離主義者の主張は、ベルギーの国家としての存続要求を強めている。これは、経済力の逆転でワロンはもはやフランダースから離れては生きられなくなったからで、フランダースから上がる国家収入にその存続が大きく依存していることによる。このことが逆にフランダース側の不満のタネで、前述の今回の総選挙の結果はその表れであり、極右政党だけでなく中道右派のキリスト教民主フランダース党の第1党躍進につながったのだ。また、ワロン分離主義者の場合は、独立よりは民族、言語、宗教を同じくするフランスへの併合を望んでいるともいわれる。

5 多極共存型民主主義の変容

(1) 「支柱化」(verzuiling)の成立

1919年の普通選挙権の導入は、他の民主国家と同様にベルギーの「支柱」による多極共存型民主主義にしだいに大きく変容を迫ることになった。まず、各政党間の権力均衡を変え、分節型多元主義の特殊な一形態としての「支柱化」(pillarisation)への道筋が付けられた。これは、第1章で簡単に説明したように、諸政党と市民団体やその広範囲な補完的組織との間の排他的な結合の制度であり、ゆりかごから墓場までのその分節の広がりの中へ人々を巻き込む。ベルギーの支柱は、重なり合った裂け目でカソリック教徒を教権反対派から、資本家を労働者から分けるとされる。ただし、1960年代までは全ベルギー人の約90%がカソリック教で洗礼を受けていたので、宗教による政治的関係の区別はできない。

それまでカソリックと自由主義の交代による政権が続いていたのが、1919年以降フランダースのカソリックとワロンの社会主義者との連立に取って代わられた。Lijphartによれば、ベルギーの協調的連結的制度は、個人よりはむしろ集団志向で、サブ・カルチャー的分節とエリートの調整とによって特徴付けられる紛争処理の制度的形態である。まず、この制度の安定性は、異なるサブ・カルチャーを代表するエリートが有する、これらのいずれかに利益をもたらす不利益を与えることのないよう政府の費用と恩恵を配分する能力によって左右される。さらに、この制度は、人々の政治的エリートへの生得の服従に特色があり、これはベルギーの有権者の特徴を表す政治的受動性を説明する。したがって、歴史的にはベルギー政治は恩恵と後見(pistonage)によって特徴付けられ、「人々は非人格的形式的な国家官僚の迷路を通して彼らを導き、その法規をうまく免れ、あるいは経済資源に接近するために潜在的に有用な場所に配列された洗練された仲介者のネットワークに依存する」とされる。

歴史的には支柱は地理的基盤を持ち、大都市は社会主義が優勢、砂糖、ビール等々の工業を有する県庁所在都市は自由主義が支配するが、一方農村部は圧倒的にカソリック民主党だった。このフランダースの状況は、フランダース人の帰属意識と関係がある。人々は、自治体からヨーロッパ・レベルまでのそれぞれ特有の地理的な場所に対応するが、全てのヨーロッパ人の中でベルギー人、特にフランダース人は自らの地方自治体に最も強い帰属意識を持ち、第2にベルギー国家に、第3にフランダースに帰属意識を持つといわれる。フランダース語の「教会の塔」心理(verktorenmentaliteit)は、自分が第一義的にその地方教区に帰属

意識を持つことを意味する。方言は 19 世紀末まで標準化されず、標準的オランダ語は 1930 年代になってようやく学校教育の言語となったことが関係している。フランダースのために一層の政治的な自治を要求するエリートたちとは反対に、フランダース人の多数はまず地方レベルでの政治的自治に関心を持ち、強力な血縁と居住の長さとに基づくその一連の緊密な社会関係を有する特別な限られた空間に発生する郷党主義に始まり、その政治的表現である自治体中心主義に進んだ。

(2) 支柱化の衰退

ところが、ベルギーの連邦制への移行が迫った 1966 年と 1968 年の間に、二重言語のカソリックのルーヴァン大学では反教権派の研究者たちが教会の権威主義的指導と支柱化された制度に挑戦した。彼らはまた大学が地方（フランダース）共同体にしっかり「根を下ろす」べきだという理由でエリート階級を構成するフランス語話者の存在に反対した。だが同時に、彼らはフランダースにおけるフランス語での教育の廃止を望むフランダース魂を持った中流保守層とは同盟できそうになかった。小川秀樹によるとこのルーヴァン大学は両大戦でそのつどドイツ軍に徹底的に破壊され、アメリカ人の寄付で復興した後、フランダース人とワロン人の教授陣が対立、後者がワロン地域に大学を新設して移る際に、図書館の全図書にナンバーを振って奇数と偶数で分け合ったという逸話を披露している。(2)

ともあれ、ルーヴァン大学のオランダ語化は、世俗化と脱支柱化 (ontzuiling) への道を開き、カソリック教会の政治的影響力を減退させた。これに続いて、主な政党が選挙運動の全国的展開をやめてフランダース派とフランス語話者派とに分裂した。また、フランダース最大の大学における教育をオランダ語化する運動は、フランダース国家主義者を、彼らがそれまで支持してきた国家、王制、教会の 3 つの制度から引き離してしまった。その結果、フランダース語運動は、その目指すものが現存の連邦レベルであれ将来像としてのフランダース国であれ圧倒的に反教権的共和的なものになった。そして、支柱化の衰退が、支柱化された制度の外部に新たな社会運動に結集する流動的な有権者と多元的地域主義政党とを創り出すことになり、代わってこれらは伝統的な左翼と右翼の分裂を超えて有権者をうまく引きつけるようになった。

1960 年代経済の中心がしだいに南部から北部へ移行した時期に、フランダース語運動は、フランダース人をブリュッセル後背地に進行中のフランス化とフランダース経済のオランダ化に反対する大衆抗議の動員に、ブリュッセルにおいて成功した。Vlaams Belang を除けばいかなるフランダースの国家主義政党も、かつて 8% 以上の得票を獲得したことはなかったが、これらの政党の影響力はかなり強く、「単一目的政党」(zweeppartijen) としてフランダース国家主義の主張を押し付けるのに成功してきた。

(3) 連邦化と南北バランス

1970 年代に、連邦政府の言語的平等と「警鐘手続」が導入された。前者は、連邦政府は首相を除き大臣はオランダ語話者とフランス語話者の人数が平等でなければならないこと、後者は、前述のとおりベルギーの制度の枠組みを変えるには全体の 3 分の 2 の多数に加えて各グループ内の 50% を必要とすることを保証し、フランダース人もしくはフランス語話者の各々が他より有利な法律を制定できないようにした。ただし、この結果ベルギーは多数派が少数

派によって支配される国だと結論付けるほどワロンに有利に働く。

これに対して、フランダーズ人には大きな不満が残る。第1に、フランス語話者のエリートが、長年にわたって彼らを見下しフランダーズの要求を敵視してきたことへの恨みがある。第2に、1960年代以降国の経済力の基盤は南部から北部へと完全に移行し、今や南部は北部に養ってもらっているのに、数の上では少数のフランス語話者が不釣り合いに国家を支配していると確信している。これが、支柱化のフランダーズにおける衰退と結び付いて、今やフランダーズ国家の独立を標榜する極右の **Vlaams Belang** が、移民への強硬策提唱と相まって、そこでの選挙でこのところ常に4分の1前後も得票する原因となっているといえよう。

ともあれ、南北対立は、言語境界線を言語領域にとどまらず、内部の差違は一応棚上げしてリージョン間の差違を強調する「国境」へと変形し、またフランダーズ人とフランス語話者との間の民族的言語的対立は保守主義者（カソリック教徒）と進歩主義者（反教権派）との間の思想的対立に取って代わられていった。したがって、南北領域に根差す連邦化は、端的には主として思想的グループの差違だったものが、民族・言語の違いに根差す文化的なものに変容していったといえる。

第3章 連邦国家の権限配分

第1節 ベルギー連邦国家の領土構成

現在のベルギーは連邦体制を採り、連邦・共同体・リージョンの並列・同格がその特色となっているが、一方では EU の権限がしだいに国内に浸透、それとの関係が重要性を増すとともに、他方では合併により区域を拡大した自治体が強化されたのに、県が共同体・リージョンの出現によってその存在価値が薄れてきている。とりあえずこれら 6 レベルの政府の概況を表 1 にまとめておいた。なお、国内の各級選挙は年をずらして執行されており、したがってかなり与野党の勢力分布には差が出てくる。

表1 ベルギーにおける政府レベルの概要

選挙	人口	任期	立法機関	規範	執行機関
欧州	482,000,000	5年	内閣・議員	Ordinance 他	委員会・閣議
連邦	10,512,382	4年(原則)	下院・上院	Law	連邦政府
共同体					
フランダース		5年	議会	Decree	F1 政府
フランス語		委任	議会	Decree	共同体政府
ドイツ語話者		5年	議会	Decree	共同体政府
リージョン					
フランダース	6,078,600	5年	議会	Decree	F1 政府
ワロン	3,413,978	5年	議会	Decree	Region 政府
ブリュッセル	1,018,804	5年	議会	Ordinance	Region 政府
県 (10)		6年	議会	Regulation, Ordinance	常任理事会
自治体(589)		6年	議会	Regulation, Ordinance	正副市長委

1 下位区分

ベルギー連邦の下位区分は、次の 4 言語リージョン、3 共同体、3 リージョンからなる

(1) 4 言語リージョン

- ア. オランダ語話者リージョン (フランダース)
- イ. フランス語話者リージョン (ワローニア)
- ウ. ブリュッセル首都二重言語リージョン
- エ. ドイツ語話者リージョン

(2) 3 共同体

- ア. フランダース共同体 (=フランダース・リージョン+ブリュッセル首都圏のオランダ語話者制度)
- イ. フランス語共同体 (=ドイツ語話者リージョンを除くがブリュッセル首都圏のフランス語話者制度を含むワローニア・リージョン)
- ウ. ドイツ語話者共同体 (=ドイツ語話者リージョン: Amel、Büllingen、Burg-Reuland、Bütgenbach、Eupen、Kelmis、Lontzen、Raeren、Sank-Vith の各自治体)

(3) リージョン

- ア. フランダース・リージョン (=オランダ語話者リージョン)

(憲法第 5 条 : 「フランダース・リージョンは以下の県で構成される : Antwerp、the Flemish Brabant、West Flanders、 East Flanders、 Limbourg」)

イ. ワロン・リージョン(=フランス語話者リージョン)

(憲法第 5 条 : 「ワロン・リージョンは以下の県で構成される : Walloon Brabant、Hainaut、 Liège、 Luxembourg、 Namur」)

ウ. ブリュッセル・リージョン (=ブリュッセル二重言語首都圏)

2 県と自治体

(1) 10 の県

県は表 2 に見るとおり 10 あり、ブリュッセル首都圏だけは独立している。人口は最新のものである。

表2 県と人口

フランダース		ワ ロ ン	
West Flanders	1,139,815	Walloon Brabant	364,722
East Flanders	1,383,647	Hainaut	1,287,172
Antwerp	1,682,683	Namur	456,620
Limbourg	811,962	Liège	1,036,588
Flemish Brabant	1,040,261	Luxembourg	257,114
Brussels Capital	1,012,258		

注 人口は 2005 年 7 月 1 日現在

(2) 自治体

589 の自治体 (2005 年 7 月 1 日)

フランダース 308、ワローニア 262、ブリュッセル首都リージョン 19

第 2 節 権限配分

1 連邦化の進行過程

1830 年ベルギーが独立を宣言したとき、権力を県と自治体に分権する単一国家として組織された。ところが、1970 年、1980 年、1988 年、1993 年、2001 年の憲法改正は段階的にベルギーを現在では共同体とリージョンからなる連邦国家に変えた。これは、国の内部に、フランダースでは主として文化的理由のために、またワロンでは主として経済的理由のために、一方でそれぞれより大きな自立を熱望する二つの共同体が存在し、他方でそれぞれの言語の尊重要求 (リージョン) が増大したことによる。

まず、1970 年の憲法改正は、最終的に憲法第 1 条が記しているように「共同体とリージョンからなる」連邦国家を創設した。これにより 2 つの大きな言語文化共同体 (オランダ語共同体とフランス語共同体) と 3 つのリージョン (フランダース、ワロン、ブリュッセル) が承認された。

次いで、1980 年改正は、立法権 (議会) を共同体とリージョン (ブリュッセルを除く) に

付与した。ただし、これにより後述するように議会は一部共同体やリージョンの議会議員をも兼ねる「二重委任権」を持つ国会議員で構成されることになった。また、フランダースでは、フランダース議会はリージョンと共同体の議会を合体するように創設され、両者の完全に分離するワロンや共同体議会のみ存在するドイツ共同体とは異なった形態が採られた。さらに、当初は分離に伴う連邦・共同体・リージョン間の管轄権限争いを解決するための後述の仲裁裁判所（現憲法裁判所）もまた創設され、これはその後各種議会在が制定する法規（連邦法・共同体とリージョンのデクレ・オーディナンス）が憲法上の基本的権利や自由を遵守しているかどうかを審理する権限を付与されて著しく拡大された。

1988年改正では、共同体とリージョンの権限はそれぞれ拡大され、また長らくフランダースとワロンの利害対立で懸案のままとなっていた新しい「ブリュッセル首都圏」が自前の議会と政府を持った自らの権限を付与された。

最後に1993年の憲法改正は、共同体とリージョンの議会の直接公選、二院制の徹底的な改正、連邦大臣の縮減、ブラバント県のフランダース・ブラバントとワロン・ブラバントへの分割を実現した。

これらの改正により、現在では国民は以前の国・県・自治体の3つから、連邦レベル、共同体レベル、リージョン・レベル、県レベル、自治体レベル5つの権力レベルに対応するようになった。完全を期するとすれば、ヨーロッパ・レベルも疑いもなく将来影響力を増大させるであろうから付け加えるべきであろう。

ところで、各レベルは自前の管轄権を有する。連邦政府・共同体・リージョン間の管轄権分割は憲法と特別多数決によって成立した法律によって規定される。連邦議会だけがこの管轄権分割を変更しうる。これを行うには各言語グループが含まれる特別多数決が要求される。共同体とリージョンだけが配分された管轄権を有する。

その結果各レベルは所与の地域にある住民に課せられた法規に基づき政策を実行できる。連邦・共同体・リージョンは並列、県と自治体は前者に従属する。一見して複雑に見えるこの分割は2つの目的を持つ。その1つは、機構を拡大することによりより大きな効率を追求することである。ただし、国民国家の管轄権は上述の超国家（ヨーロッパ）レベルに移されてきている。いま1つは、共同体とリージョンに管轄権を配分することにより国民に密接な政策を生むためである。ただし、その背後には両地域の自主権拡大要求が存在するのはいうまでもない。

ともあれ、各レベルの機関は、国際条約、憲法、特別法、通常法に明記された一定の一連の管轄権を有するが、次にそれがどのように配分されているかを概観してみよう。なお、この点については末尾に挙げた文献の多くが多少なりとも概説しているが、最新の最も詳細な体系的記述は連邦下院の資料(13)に見られるので、主としてそれに依拠しながら説明する。

2 管轄権配分の状況

(1) 超国家レベル—ヨーロッパ・レベル

欧州連合内の共通の政策を実現するために、ヨーロッパ・レベルは通貨、貿易、物資・サービス・資本の自由な流通、農業と漁業、運輸、社会政策や環境政策、自治体のネットワー

ク等の各種の分野に關与する。

(2) 並列的権限レベル間の管轄権配分

ア. 配分状況

(ア) 連邦レベル

連邦レベルは、国家の統一に不可欠な諸事項、すなわち憲法、制度、司法、国防、公共秩序、社会保障、産業関係法と労働法、価格と所得政策、商法と会社法、財政金融政策、連邦税に関する立法、および全般的に余剰権力（前述のとおり明確に共同体とリージョンに配分されていない権限）を管轄する。

(イ) 共同体レベル

共同体は、設置当初はフランダースの文化要求に基づいて設置されたが、その後はそれと関係のある教育、言語、学校、メディア等と並んで、広く対人関係問題にも権限が拡大されて次のような事項を管轄する。

a 文化

文化遺産、美術館、図書館、ラジオ・テレビ局、スポーツ、観光、文字放送助成、芸術研修、継続的職業教育と研修、言語保護、

b 教育

これは事実上教育の全ての面を含む。共同体はまた教職員の行政的財政的状况を規定する管轄権を持つ。

だが連邦機関は賃金引下げの一般的手段を執ることができるし、また以下の管轄権も有する一義務教育学校の就学期間の設定、資格付与の最低条件、年金に関する法規。

c 対人事項

青少年保護、家族・保育政策、高齢者・障害者政策、移民同化、保健政策・入院措置と在宅介護

対人事項の一定局面は例えば障害者認定や高齢者の受け取る法的に保証された収入など連邦権限下に入る。

d 言語の使用

教育・行政・雇用者とその職員間における言語使用、行政における言語使用事項＝教育・公式の法的記録文書はもとより会社の活力を左右する雇用者と職員間の社会的関係

フランダース共同体とフランス語話者共同体は、この点で特別な言語体制に服する自治体（都市）に対して管轄権を持たない。これは以下の自治体に関する。

《ブリュッセルは後述のため略》

フランス語リージョンに位置するがドイツ語話者地域に接する **Malmedy** 地域の2自治体。

これらの自治体の言語使用は連邦権限下に入る。連邦レベルはまた二重言語ブリュッセル首都圏とドイツ語話者地域の言語使用に管轄権を有する。

e 国際的事項と科学政策

共同体はその管轄権下に入る限り他国との国際協定を含めることができ、また科学的

調査の管轄権を有する。

(ウ) リージョン・レベル

リージョンは当初ワロンの経済的自立要求に基づいて設置を見たもので、今では広く地域関係事項の権限を持ち、以下のような地域に結ぶ着いた全ての事項に対して権限を持つ。

a 地域開発

地区計画、分筆土地への計画承認と認可、都市修復、記念碑と遺跡の保護、緑地

b 住宅政策

社会住宅、住宅撤去

c 農村開発と自然保全

自然保護、森林、狩猟・魚釣り・養魚地

だが連邦レベルが捕鳥はもとより狩猟武器の生産・販売・所有の権限を持っている。

d 環境

大気・土地・水質汚染の除去、騒音公害、廃棄物処理政策、危険な不健康な迷惑企業によって引き起こされた汚染

だが連邦レベルは超えてはならない公害や汚染の閾値に関する一般的基準に対する権限を有する。連邦政府はまたイオン化放射線・放射線廃棄物・廃棄物輸送に対する保護のための権限も有する。連邦レベルの権限はまた危険な企業内での労働の安全にも拡大された。

e 農業と漁業

農業政策、農業生産物の監視、調査と開発、農業市場と輸出政策、園芸生産物と漁業生産物

だが連邦政府は食物連鎖の安全、家畜の健康、畜産品の質を保証するために原料と農産物への統制管轄権を残している。

f 水政策

廃水の濾過、飲料水の生産と配給

g 経済

一般的経済政策、企業助成

だがリージョンはその経済政策に関しては連邦の経済金融の一体の全般的枠組内にとどまらなければならない。連邦レベルは前述のとおり財政金融・競争法・商法・会社法・社会保障等の管轄権を有する。

h 雇用

就職（失業者への職業紹介）

i エネルギー政策

電力と天然ガスの供給

だが連邦レベルはエネルギーの大規模貯蔵設備・輸送と生産・エネルギー価格・電力部門の設備計画に権限を有する。

j 自治体・県・広域自治体連合（行政監督）

2002年1月以降リージョンは下位の機関への管轄権を持った。

県と自治体の諸制度の構成・組織・管轄権・作用

県・自治体・広域自治体連合の選挙

自治体と県の財政運営

k 公共事業と運輸

道路、港湾、リージョン空港、都会と郊外の交通

だが連邦レベルは鉄道や空輸・交通と運輸の総則・ブリュッセル国営空港といった重要な事項に管轄権を持つ。

l 国際的事項と科学政策

リージョンはその管轄権にとどまる範囲で他国との国際協定を締結し科学的調査を企画できる。

イ. 管轄権配分の問題点

ところで、並列レベル間の権力配分は決して単純な問題ではない。立法者は連邦国家・共同体・リージョンが対等な権限水準にあるべきだと考え、また権限紛争を避けるために3者には管轄権はそれぞれ専属的に割り当てられた。これは、1つの明確な管轄権もしくはその管轄権の一局面に対して既定のレベルが他のすべてを排除する権限を持つことを意味する。移民政策がこの状況の好例である。すなわち、移民の受入れと同化は共同体の権限下に入り、領土への出入・居住・世帯は連邦国家機関の権限下に入り、移民の住宅はリージョンの権限下に入る。

問題は、配分されていない権限についてはどうなるかである。残余の管轄権は今のところ連邦の権限下に入り、それは連邦権限が共同体とリージョンに割り当てられていない管轄権の全てを持つことを意味する（余剰権力）。これは合衆国憲法やカナダ憲法など連邦国家の場合州の列挙された権限以外が連邦政府に帰属するのと同じ性質と考えられる。ただし、特別法において立法者が連邦レベルの専属的管轄権を確定している場合には、余剰管轄権は共同体とリージョンに付託されるだろう（憲法第35条）。一方、将来はこれらの管轄権もまた共同体とリージョンの下に入ると予想されている。

ウ. 管轄権の分割・継続的漸進

連邦化以降連邦管轄権の共同体とリージョンへの移譲は漸進的に起こった。この管轄権の分割は常に多くの交渉を経て進められた。というのは、その狙いは特にワロンとフランダースに同質的な一連の管轄権を構成するにあったが、フランス語話者政党とフランダースの政党の意向がしばしば食い違っているため多くの交渉を伴わざるをえなかったのである。

ともかくこうして2003年には武器と弾薬の輸入・輸出・輸送がリージョンの権限下に入り2004年以降共同体とリージョンは共同体とリージョンの管轄権に直接関係する開発協力の分野に対する権限を握り、またそれより先2002年にはリージョンは例えば農業・自治体・県に関する立法を手に入れた。さらに、別の諸政党は社会保障（例えば家族手当とか交通安全）の一部割愛も要求している。

（3）下位権限のレベル

ア. 県レベル

県はその区域内の自治体の権限に関係し、また関係事項が上位のレベル（連邦国家・共同

体・リージョン)の権限下でない限りその利害関係にある全ての分野に関与する。特にリージョンがどのような事項が県の権限下に入るかを決定する。

以下のものは県に配分された管轄権の若干である：県の教育・県道網・「災害」計画・家庭ゴミの処理

イ. 自治体レベル

自治体は県の権限やより上位のレベル(連邦国家・共同体・リージョン)に配分された権限に関する限り自治体に利害関係のある全ての事項において行動する。

以下のものは自治体に配分された管轄権の若干である。

公立社会奉仕センター、地方警察、自治体道路、自治体金融、基本的スポーツ施設

第3節 各共同体とリージョンの概況

共同体とリージョンはその誕生の経緯の違いから実際の構成や運用などに差が出てくる。したがって、それぞれについて精査しておく必要がある。

1 フランダース共同体とフランダース・リージョン

フランダースでは、共同体とリージョンは後述のワロンとは対照的に一体であり、その立法権は共通の議会(フランダース議会)により、また執行権も共通の政府により行使される。これは、フランダースの主張は当初主として文化的事項に置かれ共同体の設置を望んでいて、ワロンの望んだリージョンがそれに付随してきたといういきさつによるものと考えられる。すなわち、フランダース・リージョンの管轄権はフランダース共同体によって行使されるということである。

(1) フランダース議会

ア. 選挙

フランダース議会議員の選挙は5年ごとに執行されるが、これはヨーロッパ議会と同日の選挙となっている。その最初は1995年5月21日に行われたが、直近の選挙は2004年6月13日だった。2004年早々下院と上院は共同体とリージョンの選挙法を改正して、連邦選挙同様ドイツに始まった各選挙区での5%条項が導入され、一方男性と同数の女性が候補者名簿に載せられなければならないようになった。同時に選挙権は年齢が21歳から18歳に引き下げられた。

イ. 立法議会

政府による議会解散に伴う任期途中の選挙は廃止され、したがって次期選挙のある任期満了前に立法議会は解散させられないということになった。

(ア) 構成

フランダース議会は議員124人からなるが、うち118人はフランダース・リージョンの5選挙区で直接選挙される。残りの6人はブリュッセル首都圏議会のオランダ話話者有権者によって直接選挙され、同グループの名簿上の上位6位までに投票された候補者が当選、彼らはこの共同体事項にだけ投票するが、リージョン事項に関する投票には参加できない。

(イ) 選挙区

2004年6月13日、選挙区は連邦下院選挙とほぼ同様県単位に拡大されたが、フランダー

ス議会は同年1月14日この事項に関するデクレを採択した。この5選挙区はフランダース・ブラバントを除き下院選挙のための選挙区と一致するが、もちろん配分される議席数は異なる。その内訳は、Antwerp 33、East Flanders 27、the Flemish Brabant 20、Limbourg 16、West Flanders 22である。

(ウ) 権限

a デクレの制定

フランダース議会はデクレを議決する。これらのデクレは連邦法と同等の効力を持っているが、一定のブリュッセルの諸機関とオランダ語話者言語リージョン内にだけ適用される。

b 任命と政治的統制

フランダース政府はフランダース議会によって選任され、フランダース議会は政府に認証を与える。議会は一定の適切に限定された条況下でのみ「建設的不信任動議」により政府を辞職に追い込むことができる。不信任動議は政府がもはや議会の信任を持たないとき議決されるが、政府が新しい政府を直ちに提案しなければならないがために「建設的」と呼ばれる。これは他でも同様である。また、連邦レベルではその例はないが、議会は政府の個々の一員だけを政府全体の継続が妨げられることなしに辞職させることができる（これは日本も同様）。

c 財政統制

フランダース議会はフランダース共同体の予算を毎年度承認する。2004年フランダース共同体の歳出は179億1,000万ユーロに達した。（連邦と共同体・リージョンの間の関係の政治的取り決めをしたいわゆる「官邸」協定は、なかんずく共同体の財政運営に関する手法、リージョンの財政権拡大とリージョンへの権限移譲を含んでいた。）

予算は項目別に以下のように配分された（総額の％で表示）。

教育 46、福祉・保健 12、地方行政運営 11、民間土木事業 9、雇用 6、環境 2、公共機関活動 5、財務管理 3、文化・メディア 4、住宅政策 2

2004年の歳入は179億2,000万ユーロに達したが、この80％は連邦機関からきた。

ただし、この数字は2001年には約87％だったが、この減少の理由は2001年6月の「官邸」協定によるものだった。

(エ) 活動

フランダース議会自体は、連邦レベルの承認（憲法改正か法律改正）なしにそれ自身の活動と構成の一部分を決定できる。例えば、選挙区の境界、フランダース議会の議員と政府の閣僚の数を変えられる。

(オ) 政治的構成

フランダース議会の議席以下のとおり政党に配分されている（2004年6月13日選挙）。

Ylaams Belang 32、キリスト教民主フランダース党 29、社会民主党（フランダース社会党）25、フランダース自民党 25、緑の党（Groen!）6、N-VA 6、UF 1

ここでは Ylaams Belang が第1党、最近それにすり寄り、その主張を大幅に取り入れて2007年の連邦選挙で第1党となった中道右派のキリスト民主フランダース党が勢力を伸ば

していること、一方緑の党など環境政党も勢力を広げていることなどがうかがえる。

(2) フランダース政府

ア. 政府構成

フランダース政府の大臣は最大 11 人だが、現在の閣僚は 10 人で、少なくとも大臣の一人は二重言語ブリュッセル首都圏内に居住していなければならない。政府の大臣は議会の議長の面前で宣誓する。議長自身は国王の面前で宣誓する。閣議は「デクレ」を制定する。フランダース政府の首長は「首相」と呼ばれる。

現在の政権は、キリスト教民主フランダース党・社会民主党（フランダース社会党）・フラ
フランダース自民党・N-VA の連立政権である。

イ. 行政部門

フランダース政府は大きな行政部門を持っていて、特定の仕事としては VRT（フランダース・テレビ）、ドウ・リュン（フランダース公共交通会社）、児童・家庭公社、OVAM（フランダース廃棄物公社）、VDAB（イギリスの雇用局に相当するフランダース職業紹介職業訓練機関）などがある。

2 フランス語話者共同体とワロン・リージョン

フランス語共同体の権限の多くはワロン・リージョンとブリュッセル首都圏議会のフランス語共同体委員会とに移譲される。

(1) ワロン・リージョン

ア. ワロン・リージョン議会

(ア) 選挙

ワロン・リージョン議会の選挙はフランダースと同じ 5 年ごとに執行され、ヨーロッパ議会と同日選挙であり、最初の選挙は 1995 年 5 月 21 日、直近の選挙は 2004 年 6 月 13 日だった。やはり 2004 年の選挙法改正で、各選挙区での 5 % 条項が導入され、また男性と同数の女性の候補者名簿登載、選挙権年齢 18 歳への引下げも行われた。

(イ) 権限

ワロン・リージョン議会は「立法議会」であり、選挙のある任期満了前には解散させられない。

a デクレの制定

ワロン・リージョン議会はフランス語話者言語リージョン（ブリュッセルではない）とドイツ語話者言語リージョンに適用できるデクレを制定する。

b 任命と政治的統制

ワロン・リージョン議会はワロン・リージョン政府を任命する。政府は議会に責任を負う。

議会は他と同様「建設的不信任動議」の可決によってのみ政府を辞職に追い込むことができる。このような動議によって議会は政府への信任を撤回し、新しい政府を直ちに提案する。

議会はやはり他と同様政府の一員を辞職させ、更迭をすることができる。

c 財政運営統制

議会はワロン・リージョンの予算を毎年度承認する。2004年ワロン・リージョンの歳出は55億4,000万ユーロ、2004年の歳入は51億9,000万ユーロに達した。

(ウ) 活動と構成

ワロン・リージョン議会自体は、フランダース同様連邦レベルの承認なしにそれ自身の活動と構成の一部を決定できる。例えば、選挙区の境界、議会の議員と政府の閣僚の数を変えられる。

(エ) 権限移譲

憲法第139条はドイツ語話者議会はワロン・リージョンの一定の権限を行使できると明記する。

2001年末に採択された法律によりさらに多くの管轄権が移譲された。こうして、記念碑と遺跡に次いでドイツ語話者共同体はまた議会の選挙支出・政府広報・政党の追加財政運営の管轄権も持つ。

(オ) 構成

ワロン・リージョン議会の総数75議席は13選挙区から全て直接選挙により選出される。選挙区当たりの議席数は、2001年10月1日に実施された国勢調査に基づき2003年9月4日のデクレで修正されたが、選挙区定数の最大はLiègeの13人、最小は2人だった。

(カ) 政治的構成

ワロン議会の議席配分(2004年9月1日)は、第1党ワロン系社会党が34、改革運動(MR)20、人道的中道民主党(cdH)14、極右の国民戦線(FN)4、緑の党(Ecolo)3となっている。

イ. ワロン・リージョン政府

ワロン・リージョン政府の大臣は9人、議会の議長の前で宣誓する。彼らは大臣と呼ばれる。

議長は国王の前で宣誓する。

ワロン・リージョン政府の首長は「首相」と呼ばれる。

現在の政府は社会党と人道的中道民主党の連立である。

(2) フランス語話者共同体

ア. フランス語話者共同体の議会

(ア) 構成

議会は直接公選ではなく、ワロン議会からの75人の選任代理人と19人のブリュッセル首都圏議会のフランス語話者議員で構成され、総計94人である。

(イ) 権限

a デクレの制定

フランス語話者共同体議会はこのデクレはフランス語話者言語リージョンと一定のブリュッセル制度にも適用する。

b 任命と政治的統制

フランス語話者共同体議会はフランス語話者共同体政府を任命する。

政府は議会に責任を負う。議会はワロン議会と同様な方法で「建設的不信任動議」の可決によって政府を辞職に追い込むことができる。

c 財政統制

フランス語話者共同体議会はフランス語話者共同体の予算を毎年度承認する。

2003年歳出は71億4,000万ユーロだった。その主な支出項目は教育(70.2%)で、財源の4.8%はワロン・リージョンとブリュッセルのフランス語話者共同体委員会に、11%は保健・社会事業・文化・スポーツ・視聴覚助成に配分された。

d 管轄権移譲

フランス語話者共同体は一定の管轄権を割愛し、観光・社会振興・職業訓練・学校輸送・自治体と民間のスポーツ施設助成・家庭援助・移民政策・高齢者・療養所・障害者政策等はワロン・リージョンの諸機関によって行使される。

ブリュッセルではこれらの権限はブリュッセル首都圏のフランス語話者共同体委員会によって行使される。

この管轄権移譲は憲法第138条によって規定されているが、他の権限も将来移譲されうる。

(ウ) 活動と構成

フランス語話者共同体議会はその議員数、地位、免責等に関する基本法も制定できる。

イ. フランス語話者共同体政府

フランス語話者共同体政府は大臣6人で、少なくともその一人は二重言語ブリュッセル首都圏内に居住していなければならない。フランス語話者共同体政府の大臣はまたワロン・リージョン政府とブリュッセル首都圏政府の一部でありうる。他と同様政府の大臣は議会の議長の面前で宣誓する。議長自身は国王の面前で宣誓する。

閣議は「デクレ」を制定する。

現在の政府は社会党と人道的中道民主党との連立である

3 ブリュッセル首都圏リージョン

ブリュッセル首都圏リージョンは、前述のとおり他のリージョンに10年ほど後れて設置されたが、この遅延の原因となった南北の意見の対立により他のリージョンと共通の制度と併せて特別の制度が創られた。まず、ここは、ブリュッセル市(commune)を含む19の自治体(commune)からなる都市圏(agglomération)と連邦国家を構成する首都圏レジオン(region de Bruxelles-capitale)の二重性格を有する。しかも、フランダース地域に属しながら徐々にフランスの影響を受けて特殊な制度を作り上げた。①リージョンは、現在はフランダース人は10%にすぎないが、その参加の機会を保障する仕組みとして議会内に2言語グループを設置、執行部においても同数原則を設け、さらに一部選挙区には特定の制度を採用した。②共同体は、それぞれオランダ語共同体委員会(commission communautaire)とフランス語共同体委員会を設け、これらの共同体委員会はリージョン議会議員により構成され、さらに両者からなる合同共同体委員会も存在する。さらに、③県(province)としての役割も担い、フランスのパリと同様に市議会はコミューン議会(conseil municipal)と県議会

(conseil general) とを兼ねている。

(1) ブリュッセル首都圏リージョン議会

ア. 選挙

ブリュッセル首都圏リージョン議会の選挙は5年ごとに執行される。その選挙の最初は1995年6月18日に行われ、直近の選挙は他と同様2004年6月13日でやはりヨーロッパ議会選挙と同日だった。

2004年選挙法改正で、各選挙区での5%条項の採用、男性と同数の女性候補者名簿登載、選挙権年齢の18歳への引下げが実施された。

他の議会同様にブリュッセル首都圏リージョン議会は任期途中で解散させられることはない。

イ. 構成

議会は89人の直接公選議員からなるが、二つの言語グループに別れ(2001年の「官邸」協定と「ブリュッセル議会協定」の履行)、うち17人はオランダ語話者言語グループを形成するオランダ語話者名簿から、また72人はフランス語話者言語グループを形成するフランス語話者名簿から選出される。

これらの言語グループは、それぞれブリュッセルにおけるフランス語話者もしくはオランダ語話者住民を含む共同体事項に関係すればフランス語共同体委員会、フランダース語共同体委員会の名の下で議席を占める。これらの委員会は、したがってブリュッセル首都圏の管轄権の行使に関してはフランス語およびフランダース共同体の「延長」と考えられる。このような複雑な構成は、長い間前述のようにブリュッセルの特殊事情が絡む南北の折衝の結果見出されたもので、しかも当初はフランダース側の議員数は6人しかいなかったのが最近になって17人に増やされたものである。

ウ. 選挙区

ブリュッセル首都圏リージョン議会は19都市からなるブリュッセル・リージョンの住民により直接選挙される(最小1人・最大19人)。

エ. 政治的構成

その政治的構成は、①オランダ語話者グループ17人中キリスト教民主フランドル党3人、社会民主党3人、Ylaams Belang 6人、フラーマン自民党4人、緑の党1人、②フランス語話者グループ72人中ワロン社会党26人、改革運動25人、人道的中道民主党10人、環境党7人、国民戦線2人である。

その言語グループ内で議席の10%を占める政党の公選議員は公認の政治集団を形成する。したがって、彼らは彼らの秘書と個人の費用の財政的承認を受ける資格も有する。

オ. 権限

(ア) 立法

議会は、他のリージョンのデクレと違ってオーディナンスを制定し、これらはブリュッセルのリージョン事項の運営に関わる。この両法規には1つ重要な違いがあり、オーディナンスに対してはデクレの場合にはない制限的統制が加えられる。例えば、通常の行政的審判機関がオーディナンスが憲法もしくはブリュッセルに関する特別法に違反していないかどうか

を照合する。加えてブリュッセルの首都の国際的役割と地位を維持するために連邦機関による制限的統制がある。国王（連邦政府）は、オーディナンスを連邦大臣とブリュッセル首都圏リージョン政府の大臣と同数からなる合同委員会に付託し、都市計画・地域開発・公共事業と交通に関連のあるオーディナンスについてももしもこの委員会で合意に達しない場合にはその施行を止め、下院が最後の手段としてこの施行停止となったオーディナンスを（2言語グループ内の多数からの要求で）無効にすることができる。

議会は、以前のブリュッセル広域都市圏の廃棄物の収集と処理・タクシー・消防・緊急医療援助等に関係する管轄権を引き継いでいて、これらの事項に対して議会はオーディナンスを制定する。

（イ）任命と政治的統制

ブリュッセル政府は、他のリージョン同様議会によって任命される。

いかなる場合にも、議会は政府もしくは1人かそれ以上の閣僚大臣か特命大臣に対する不信任の動議をその罷免のために可決できるが、その場合はやはり議会は後継者を提案しなければならず、さもないと受け入れられない。動議が政府を標的にするときは各言語グループ内の議員の多数によって採択されなければならない。

（ウ）財政統制

ブリュッセル首都圏リージョン議会は毎年度リージョンの予算を採択する。2003年度では歳入は1兆9,485億8,800万ユーロ、主な項目（ユーロ）は公共事業5,136億1,700万、経済と雇用2,406億3,400万、交通と市民サービス1,705億、住宅とエネルギー1,608億9,600万だった。

（2）ブリュッセル政府

一方、政府はデクレを制定する。

政府は首相1人、フランス語話者大臣2人、オランダ語話者閣僚大臣2人、特命大臣3人の8人の閣僚で構成される。少なくとも1人の特命大臣は別の言語グループに属さなければならない。

決定は全員で行われ、3人が賛成しなければならない。

現政府は社会民主党、人道的中道民主党、環境、キリスト教民主フランダース党、フランダース自民党、ワロン系社会党の連立である。

（3）共同体事項

共同体事項に関しては、ブリュッセル首都圏リージョンの二つの言語グループは別々に会議を持ち、オランダ語話者グループはフランダース共同体委員会議会、フランス語話者グループはフランス語共同体委員会議会と呼ばれる。

政府の閣僚もまた彼らがその一部を形成する言語グループに応じて別々に会議し、ブリュッセル政府のオランダ語話者グループはフランダース共同体委員会団を形成、フランス語話者グループはフランス語共同体委員会団をそれぞれ形成する。

共同体委員会はフランス語話者市民とオランダ語話者市民に関する共同体の管轄権（文化・教育・対人関係事項等）を有する。フランス語共同体は、またブリュッセルのフランス語話者住民に関する一定の管轄権（観光、保健政策）も委任する。これらの管轄権はデクレ

によって行使される。

この両委員会が一堂に会する合同共同体委員会も存在し、ブリュッセル首都圏議会の2つの言語グループで構成する。したがって、それは「合同議会」と呼ばれ、一方もしくは他方の共同体に専属しない制度（例えば CPAS のような）への権限を行使する。それはまた保健政策の対象となる人々、社会政策、障害者と高齢者等への管轄権を持つ。

合同議会はオーディナンス（それが組織権として行動するときの法規）を制定し、各言語グループの多数決による。

4 ドイツ語話者共同体

(1) 背景

ドイツ語話者共同体は、第1次世界大戦以降ベルギーの一部となったワロン地域のリエージュ県の東端の郡に存在する。ここ **Malmedy** と **Eupen** 地区は、1919年1月12日から5月16日まで続いたベルサイユ講和会議においてベルギーが戦争で被った損害の補償として割愛されることが決まった所で、人口はわずかだが、ワロン・リージョン内の1共同体として独自の権限行使が認められ、公用語もドイツ語である。

(2) 概説

ドイツ語話者共同体は、3共同体中最小で、面積は全国の2.8%の854 km²ほどあるが、居住人口は1%にも満たない約7万1,000人にすぎない。歴史的いきさつに加えて、自治体の数もわずか9だけだし、連邦上院議員も公選の72人中1人しかいないためか冷遇されている感があるのは否めない。まず、教育・文化面では、中高一貫教育はドイツ語で行われているが進学先はドイツにしかない。また、ラジオ・新聞・書籍はドイツ語もあるが、テレビはなく、ドイツの放送に依存する。ここの住民は、ベルギー人としての意識は希薄で、自治体への帰属を示す「自分たちはウーペン（Eupen）人である」と語るという。一方、ドイツに属していなかった地域でドイツ語が話されている所があり、ここアルロ（フランス語で **Arlon**、ドイツ語で **Arel**）では、ルクセンブルク大公国の公用語のルクセンブルク語も使用されているが、公用語はフランス語となっている。((3))

共同体の諸機関の所在地は **Eupen** である。

ドイツ語話者共同体の祭りはデクレで決められたとおり11月15日に催される。

憲法はドイツ語話者共同体を他の共同体と平等の地位におき、同一の権限を付与し、デクレを制定できる。ただし、管轄権は他の共同体とは異なり単純多数決の通常法で付与され、他の共同体やリージョンの場合のように特別多数決によってのみ改正できる特別法によってではない。

ドイツ語話者リージョンの言語使用に対する管轄権は他の共同体と違って連邦諸機関が有する。また、リージョン事項に関してはドイツ語話者リージョンはワロン・リージョンの一部となる。ただし、憲法第139条はドイツ語話者共同体の諸機関はワロン・リージョンの一定の管轄権を行使できると明記している。さらに、2001年末に採択された法律により一層多くの管轄権が移譲され、従来の記念碑と遺跡に次いでドイツ語話者共同体はまた議会の選挙支出・政府広報・政党の追加財政運営の管轄権も持つようになった。

(3) ドイツ語話者共同体議会

ア. 選挙

議会の選挙は他と同様5年ごとに執行され、これもまた他の議会同様ヨーロッパ議会と同日選挙であり、直近の選挙はやはり2004年6月13日だった。2004年の選挙法改正により連邦選挙同様5%条項、男性と同数の女性候補者名簿登載、選挙権年齢の18歳への引下げが実施された。

イ. 立法議会

ここの議会も任期満了以前の選挙は無効で、他の議会の場合同様任期満了以前に解散させられることはない。

ウ. 構成

(ア) 投票権を有する議員 (=イギリスでは「発言と投票の資格を持つ議員」)

議会はドイツ語話者言語リージョンからの25人の直接公選議員で構成される。その1人はまたドイツ語話者共同体の上院議員としても上院に議席を持つ。

(イ) 諮問投票権を有する議員

彼らは他の立法関係の会議の一定の議員である。だが、彼らはドイツ語話者リージョンに居住し、最初にドイツ語で宣誓しなければならない。彼らは単に諮問的投票権を持つにすぎない。その構成は、Verviers選挙区から選出された下院議員とワロン議会議員、Verviers選挙区から選出された上院議員（できれば次期上院議員）、県議会のEupen地区選出議員となっている。

エ. 選挙区

ドイツ語話者リージョンにはリエージュ県内の9市（自治体）がある。《市名略》

それらは1つの選挙区を構成する。

オ. 政治的構成

ドイツ語話者共同体内の現在の議席配分は以下のとおりである。ドイツ語話者キリスト教民主党 (CDP-cdH) 8人、ドイツ語話者自由党 (PFF-MR) 5人、ドイツ語話者社会党 (SP) 5人、環境 (環境主義者か緑の党) 2人、ドイツ語話者ベルギー党 (PJU-PDB) 3人、生活者党 (Vivant) 2人である。

カ. 権限

(ア) 立法

議会はデクレを制定する。これらのデクレだけがドイツ語話者リージョンにおいて法的強制力を有する。

(イ) 任命と政治的統制

ドイツ語話者共同体政府は議会によって任命される。議会は政府もしくは一人かそれ以上の大臣に対する信任の動議をその罷免要求に関して可決できる。ただし、動議が受け入れられるためには議会は後継者を提案しなければならない。

(ウ) 財政統制

毎年度議会は共同体予算を採択する。2003年度では予算額は約1億ユーロ、主要歳出項目は教育 (64%)、文化・スポーツ・観光 (13%)、家族・保健・社会政策 (11%)、行政 (9%)

だった。

(4) ドイツ語話者共同体政府

政府はデクレを制定し、首相を含む4人の大臣からなる。決定は全会一致である。

現政府はドイツ語話者社会党、ドイツ語話者自由党、ドイツ語話者ベルギー党の連立である。

第4節 南北両地域の現状比較 (10(11))

1 ワロンのリージョナリズム

ベルギーの共同体とリージョンは、全部合わせれば国全体の公共支出の3分の1以上を消費し、前述の多用な機能を担っていて、ヨーロッパの同等の州などよりもかなり進んだ自主性を発揮している。だが、南北両地域の生活水準や教育水準など具体的な市民生活では、経済力の実体を反映してかつての長期にわたるワロン優位から、ここ3分の1世紀の間に完全にフランダース優位に転換した。このような状況を背景に、フランス語話者とワロンの側のリージョナリズムは、フランダース語運動とこれが単一ベルギー国家内部のフランス語話者の既得権益に提起した脅威とへの反動として出発した。だが、しだいにフランス語話者とワロンの運動の中に、全フランス語使用ベルギー人への結合要因としてのフランス語圏の重要性を強調する人々と、ワロン・リージョンの経済のための自主的計画を提唱する人々との間に対立が現れた。前者は、ブリュッセル、ワロン、ブリュッセルの周囲のいわゆるフランダース周辺部の全てのフランス語話者は国内のフランダース語話者の多数派に対抗して共通の利益を持って団結しようとする主張した。だが、「リージョン主義者」はこれに異論を挟み、ワロン経済の再生は「ブリュッセル」ではなく何よりもまずワロン地域に依存せねばならないと反対した。そこには、ブリュッセルの政治的財政的確立を志向するワロン運動の役割への懐疑心があった。ブリュッセルは工業化の時期にワロン経済を支配し、衰退が始まるやいなやそれを見捨てたという反感があった。

ワロン・リージョン運動はその拠点を政治的左翼に持ち、自決こそがいわゆる「ベルギー・フランダース国家」による少数派のワロンとその経済の継続的な搾取に対抗する唯一の選択だと強調した。とにかく、国内で少数派になるという恐怖が、フランダースがワロンよりも豊かになった1960年代の経済的発展によってあおられた。

2 フランダースとワロンへの二極化

両地域は、経済事情とも関連して宗教でも異なる。フランダースは長い間カソリック教会が政治と個人生活を支配する農村社会だったが、ワロンはヨーロッパで最初に工業化した地域の1つで早くから世俗化過程に入っていたため、自決運動の方向は異なった。フランダースの国家主義者は、カソリックで右翼の傾向が強く、中道主義のキリスト教民主党が伝統的に最大政党だったのに対して、ワロンの国家主義者は反聖職主義で社会主義的であり、社会党がワロン側では強力である。

ベルギー社会では3つの伝統的な裂け目として経済・言語・宗教が指摘できるが、言語問題だけが1960年代に重大な二極化の段階に入った。これは、他の2つの問題をめぐる動員が

著しく弱体化したことによる。そのため、カソリック教徒対自由思想家と同様に自由市場主義者と社会主義者とが言語境界のおおの側に容易に整列でき、全政党の純然たるリージョン政党への分裂が言語と比較して経済と宗教の比重を減らし、それはまた国の南北間の分裂を補強することになった。そして、以前は弱体だったフランダースが、戦後のにわか景気の時期に特に教育水準の絶えざる向上を生み、これが決定的だった。教育とフランダースの一体性の自覚との間には強い相関関係があるが、このような相関関係はワロンの一体性に関する限り見られない。

3 両地域の政策成果の比較

Stefaan De Rynck は、両地域の教育、環境、女性の機会均等、公共輸送、失業者の職業訓練の分野での業績比較を行っている。彼によれば、両地域のリージョン政府は、社会生活の質の改善のためにこれらの諸問題を等しく重視しているが、フランダース政府はこれらの領域全てにより高い政策提供能力を持っている。

(1) 個別の政策分野

ア. 教育分野

この分野では、リージョンへの分権がフランダースの学校制度改革の行政的政治的エネルギーを放出した。単一国家時代には改革構想は全会一致の原則により常に挫折させられたが、分権以後公立学校の自治、任期制その他の重要な改革を伴う教育業績評価の分解精査が迅速に実現できた。一方、フランス語話者の側では教育政策はリージョン改革以後ますます暗礁に乗り上げた。ここでは政府は支出削減のために全予算項目を調査せねばならず、その結果学生団体や教員組合と不仲となり、最後の数年間は重大な抗議運動を引き起こしてしまった。

イ. 公共輸送、失業者の職業訓練、女性の機会均等の分野

これらの分野でも、フランダースの側がより大きな有効性を発揮している。訓練コースの提供、公共輸送により供給された距離の量、リージョンの行政内部で採用・昇進した女性の数は増えていた。

ウ. 環境政策の分野

最後に、フランダースはワロンに比べて環境政策でもずっと進んでおり、より厳格である。これは大臣会議に提出された資料などで明らかである。

(2) 統治過程

ア. 統計と情報

この分野では、フランダース政府は集権的な政策制度と内部目的への利用だけでなく広く一般公衆配付用もよく整備しているが、ワロン政府は立ち後れている。

イ. 内閣の安定性と予算の機敏性

この面でも、フランダースの方が優れている。例えば、リージョン・オンブズマンがワロンよりも少し早く 1992 年にフランダースで創設された。

ウ. リージョン議会の役割

ここにも差が見られる。ベルギー政治の伝統に従って議会は決定作成過程をできるだけ避けてきた。執行部による支配は、常に多元的分裂をはらむ政治制度を運営可能にしておくた

めのエリートによる調停制度の基本的な柱となっていたからだ。リージョンは、強力な執行部と弱体の議会というこの国家の伝統的な型を模倣したが、フランダースの議会は他のベルギーの議会以上にゆっくりとではあるが失地を回復しつつある。そこでは、他よりも情報が入手しやすいし、また各大臣の発する「緑書」は将来の政策を説明し、政策を評価するための手段を提供する。

(3) 政府の応答性

次は住民の諸要求に対する政治制度の応答性だが、この測定に役立つデータは存在しない。ただし、リージョンが市民の目に付く所で十分に業績を上げているかどうかに関する情報は、リージョンがより多くの権力を持つべきかどうかについての市民の意向を聞けば推測できる。この点で両地域に差はないが、リージョンへの一層の分権に賛成のフランダースの比率はやや高く、「国家政府が全てについて決定すべき」の所説には反対の意味での「リージョンが全てについて決定すべき」に賛成がフランダース 37%、ワロン 31%だった。

(4) リージョン・エリートの自己評価

リージョンのエリート自身によって行われたその業績についての評価では見解は大きく分かれる。フランダースのエリートの大部分は、ワロンのエリートが望む以上にリージョンへの分権によってその制度が彼らの要求に対してより応答的になるとして一層進めたいと望む。カソリック民主党员のような穏健派国家至上主義者は、彼らの「リージョン化すべき」リストを持っていて、社会保障制度の児童保護や保健の部分、連邦レベルに残された調査や開発の業務、凝集したフランドルの公共輸送政策のために漏れた部分のような国有鉄道、会社・県や市町村政府に関する基本立法を挙げる。これに対してワロンの側では、最後の国家改革が今なお消化されていないと議論している段階で、分権をもっと進めようという意向はうかがえない。

この政治的エリートの見解は、社会・経済・文化の領域のエリートにより表明されたものと一致する。企業家のトップ 94 人とのインタビューによれば、フランダースではほとんど完全に連邦構造に賛成だが、ワロンのエリートは積極的見解を持つ人と消極的もしくは中間的立場に立つ人と半々に別れる。また、フランダースの企業家の方が新たな責任を負うことにより熱心であり、現状に満足を表明している。

とにかく、リージョンへの分権は、ワロン側と比較してフランダースの側では活力を誘引してきたことは明らかだが、この分裂は増大するのか、それともワロン・リージョンがかなり急速にもっと進んだ立場にその状態を修正できるか岐路に立っているようだ。

(5) 「市民性」の影響

市民性は、長い歴史的伝統により形づくられるが、政策決定装置の質、立法革新の量、政策の成果の産出と社会の要求への官僚制の応答性に関係する表示を根拠にして Stefaan De Rynck は、Patnum を借りて両リージョンの総業績を表す単純な指標を作り、北部のリージョンは全て南部のリージョンよりも優れた業績を示すと結論付け、以下のように説明している。そして、社会経済の発展と市民性との関係について論じ、社会経済の近代化は南部のリージョンの業績が悪い理由とはならず、市民性がカギであり、経済的に先進的なリージョンは単にたまたまより市民的であるがためにより多くの成功を収めるリージョン政府を持って

いるように見えるだけだとした。市民共同体では市民は公務に積極的に参加し公共の問題により多く関心を示す。彼らは私欲をより広い公共需要に関係するものに一層限定し、市民性のより低い共同体のメンバーよりは目先の利益の獲得にそれほど熱心でない。高度に市民的な社会での個人同士の関係はより水平的であり互惠主義の特徴がある。一方、市民性のより低い共同体では相互関係は保護者と従属的顧客とに序列がありがちで、市民的な社会は市民性のより低い社会よりは民間組織や政治組織の成員の比率も高いし、団体（association）のメンバーはより多く政治的責任を持ち、より多く政治に参加し、より高度に「主体的な市民的能力」を有することを示した。

（6）市民の政治参加

ベルギーのリージョンの市民組織に関する限り明らかにフランダースの側により高い成員のレベルを有する団体間の濃密なネットワークが存在する。ある調査では、PTA、環境団体、スポーツクラブ、文化団体等々といった組織の積極的メンバーかどうかの設問には、ワロンの31%に対してフランダースは38%が積極的と答えた。同様な結果は別の調査からも出てきて、特に経済団体（労組、雇用者あるいは自営業者の組織）ではワロンの33%に対してフランダースの41%がメンバーだとしていた。フランダース市民の「公共生活」への高い関与度も、例えば1980年代の平和抗議行進はフランス話者よりもフランダースの方が多数を動員したことからうかがえる。フランダースにおける高度な市民組織のもう1つの例証は、支柱の存在によって提供される。その役割については繰り返さないが、社会的亀裂の弱化にもかかわらず支柱組織は生きながらえて、教育、保健、失業・児童救済、農家や小規模企業の援助、高齢者や障害者用ホームなど一定の政策の提供に重要な役割を独占し続ける。ただし、支柱化の現象はワロンよりはフランダースの方が普及していて、ワロンでは行政がより強力な役割を演ずるため教育、保健、福祉の分野でははるかに少ない。これは、ワロンでは政策形成過程は市民社会を形成する組織への依存が小さいためより多く国家依存であることを示す。

次に、ワロン人に比べてフランダース市民の方が政治参加度は高い。特に、非伝統的な政治参加の方法ではフランダースはワロンよりも勝り、政治的デモにより多く参加する。だが、一般的にはベルギー市民に対しては他の国々と比較して政治の重視や政治的利益の点では評価が低い。詳細は略すが、① 政治の重視の程度、② 政治への興味の程度、③ 政治を話題にする程度の設問に対して、全国、フランダース、ワロン、ブリュッセルに分けたそれぞれの高い者の回答比率（%）は、ベルギー（25・29・52）、フランダース（29・34・59）、ワロン（19・19・38）、ブリュッセル（26・36・61）とワロンが極端に低いことが分かる。また、このうち高学歴市民についての上2つの回答は、ベルギー（40・51）、フランダース（44・57）、ワロン（29・31）、ブリュッセル（38・51）と同様で、性別・年齢・職業といった他の変数とも一致する。これらによって、フランダースの市民性はワロンよりも高いことは明らかで、またフランダース人はワロン人よりも幸福と生活への高い満足を表明し、市民文化と生活全般的への満足との間には強い相関があるといえる。

（7）政治的エリートと市民

さらに、市民とリージョンのエリートとの接触については、ワロンの政党の議員たちは一

般に選挙民への個人的サービスの提供についてより積極的であり、年金から土木事業用の許可を得た車のナンバープレートの獲得まで個人サービス提供システムは顧客主義的で、個人の権利を主張したり恩恵を施したりするために官僚制的過程に政治家が干渉し、政治家に接触するかしないかで扱いが変わってくる。このシステムは、個人票の獲得に有効か否かにかかわらず政治家と「その」市民との階統制的関係を生み出す。ある調査では、政府から何かを獲得するために政治家の個人的サービスを求めるのは、フランダース市民では18%だったのに対してワロン市民は27%だった。

ワロンのリージョン・エリートはその「従者」との相互作用においてより多く依存型で行動する事実は、行政内部の政治的任用（獵官制）が永続的に多いことによって確認される。政治的支持は、長い間ベルギー行政における任用や昇進を得るために最低の作業員レベルでさえ必要だった。最近になってようやく連邦とフランダース政府はこの慣行を行政の最高階層内の思想的均衡を維持するための最高位の任命に限定した。とにかく、個々の大臣たちや大臣顧問たちが彼ら自身の選挙民からの依頼人を望まれた職に就かせるために行政の人事政策に干渉する慣行は、近年劇的に減少してきていて、この慣行がフランダース行政内部ではほとんど完全に姿を消した。だが、ワロン行政ではなお広く残っていて、ワロンの首相はその行政の政治化を弁護し、ワロン議会での最近の討論でもこの慣行を変える意向がないことを表明した。

第5節 両地域への分裂とベルギーの一体性

1 ベルギーのリージョンの形成と分裂問題

市民共同体に関するフランダースのより高い数値は、前述のとおり社会資本が集積されてきた長い歴史的過程の成果ではない。ベルギーのリージョンは19世紀末にしかさかのぼれないかなり新しい社会的構造物であり、その時期には言語がヨーロッパ中で国民国家形成の要因になっていた。「ワロン」の概念はその時期に創り出されたもので、「フランダース」もリージョン全体を表すために現在の意味になった。ただそれ以降、ベルギーをそのゲルマン部分とロマン部分とに分ける水平の言語境界線が突出した政治的社会的意味を持つようになったにすぎない。単一体としてのベルギーは1830年の独立国家創設以来続き、リージョンよりはもっと長い政治的社会的区域として存在したことに注目する必要がある。このような長期の存在は、制度的単一体としてのベルギーが分裂の重圧下にある今日その痕跡をなお残していて、この圧力にもかかわらずベルギーは文化的統一体として生きながらえることは確かである。したがって、前節で述べた例証は両リージョン間の著しい差違を示すけれども、これらの差違は国際的展望において見れば過大評価されるべきではなからう。

2 政治統一体としてのベルギー

文化的類型という点では、両リージョン中フランダースの市民は、同じ言語を持つが同一の宗教の歴史を持たないオランダ人よりはワロン人に近いし、同様にワロン市民はフランス人よりはフランダース人に近い。総体的には、ベルギーの2つの言語地域は、文化的にはスイスの言語地域とは違って非常によく似ているといわれる。この両者の文化的類似性は、政

治的統一体としてのベルギーへの愛着の方がリージョンへのそれよりも高いことによっても明らかである。ただし、この感情はフランス語話者の方がやや強いが、フランダースの多数者によっても支持される。社会保障制度はリージョンに移すべきかそれとも国に残すべきかの設問についてさえ、より豊かなフランダースにとっては分割から生ずる物的利益が大きいにもかかわらずリージョンの選択者 36%と比較して約 50%はベルギー・レベルに残すべきだと答えた。

3 両地域の差異の要因

フランドルとワロンとの差違は国際的文脈においては過大視されるべきではないが、前述の数字や説明が示したようになお残る。Stefaan De Rynck によればこの差違は、歴史的道程において形成されたものだけでなく、仮説として3組の相関する説明ができるとする。

第1は、人口統計的経済的条件における2つの社会間の構造的差違で、ワロンは比較的高齢の人々とはるかに高い失業率を有する。高齢者と失業者とは市民的政治的生活に統合されるのが低い傾向にある。

第2に、2つのリージョンはそれらの国家主義運動と結び付いた異なった種類の国家主義により特徴付けられる。フランダースの国家主義は、市民社会の内部から、完全な権利と特定の集団としての認知とを獲得する積極的な運動として生まれたが、フランス語話者はこの新たなフランダースの運動への防衛的立場に置かれ、主として政治制度の内部から初めは現存の統一ベルギーにおける既定の権力的地位を防衛するために反撃したのだった。一方では、フランダースの大義のために闘い、政治制度からは一定の距離を置く多様な市民団体が存在する。他方では、フランス語話者の側には、反応は主としてリージョン政党と政治家によって示されるのでこのような団体は少ししか見られない。

第3に、エリートによって指導される「リージョンの利益」の動員は、フランダースの側ではより率直な方法で起こるが、内因的な方法で社会的経済的生活を再生するための自治の積極的重要性を強調するワロンの運動は、しばしば国民国家の改革に関する討論において困難な立場に立たされる。フランス語圏では、ワロンの政治的エリートとブリュッセルのそれとが完全に分裂している。フランス語話者のエリートは、フランダース人に対してフランス語話者集団の権利を擁護する方向でワロンのフランス語話者をブリュッセルのフランス語使用エリートに結び付けるはずなのに、実際は逆にワロンのリージョナリストと闘う。ブリュッセルの権力集団は、まさにワロンのリージョナリストが自らをそれとは区別したいと欲するものにほかならないからで、その原因は、ブリュッセルが主として外来の投資の中心地として脱工業化時代の挑戦に対応するはずの多種分散型経済への準備を怠り、工業資本主義の絶頂期にワロンにおいて利益を獲得（搾取）したと見られていることによる。

もちろん、このような分裂はフランダースの側には存在しない。そこでは、エリートも市民もどちらもリージョンの利益という概念においての同一性と動員がよりはっきりしている。これは、フランダースの市民はワロンの市民よりも自らをそのリージョンと一体視するという事実を反映する。フランダース人の約 40%はリージョンと一体視するが、反対にワロン人はリージョンもしくはフランス語話者共同体との一体視は 22.5%にすぎない、また、ワロン

では約 67%がベルギー国を第 1 位に選ぶが、フランダースでは 42%にすぎない。特にエリートに関しては、フランダースのエリートの大多数がリージョンと一体視するが、この一体感はワロンのエリートについてははっきりしないし、より少ししか存在しないといわれる。したがって、フランダースとワロンの社会構造上の差違、フランダースにおける自治のための運動は市民社会内部で始まり、今なおフランス語話者やワロンの側のより政治的な運動の性質に反対する市民団体によって支持されているという事実、潜在的動員力を弱めるフランス語話者・ワロンのエリート内部の分裂、これらは全て観察された市民文化の差違として説明できる。

開放的か閉鎖的であるかの点で、両リージョンにおける政策ネットワークの構造がここでは決定的である。一般的にフランダース政策ネットワークはワロンの政策ネットワークより開放的であり、例えば環境団体は環境大臣の諮問チームに選ばれる。ワロンの側に比べてより多くの環境主義的運動を有しているという点での社会の市民性と政治的エリート自身のこれらの集団の動員との間に微妙な相互作用が存在する。したがって、それには市民性だけの場合よりは多くのものがある。政治的一群は市民団体によって提供される入力に対してかなり開放的でなければならないし、疑いもなく政治的エリートはこれらの団体が出入りする構造に決定的な影響力を持つ。

一方、ワロンの側の政策決定過程はより閉鎖的である。例えば、EU の構造基金についての交渉など、フランダース側では公私の組織がともに各段階での段階での交渉に積極的で、「積上げ」活動がフランダース政府によって調整されるが、ワロン側では行政は特殊目的の部局に分散され、他の関係者によって積み上げられた入力は制限されるという。

第4章 王制の役割と問題点

第1節 王制の推移

1 王制の危機

(1) 再度の危機

ベルギーで独立時に君主制が誕生したいきさつについては、連邦化・リージョナリズム台頭の背景との関連で第1章において紹介したのでここでは省略するが、20世紀に入って2度ほど重大な危機に見舞われた。その1つは、議会や政府との協議も経ていない独断的な植民地の私有化とその経営の失敗で、20世紀初頭遂に私有を廃止し、国有化せざるをえなくなったことである（この点についての後の叙述は(4)の1,030～31頁に拠った）。この国王の植民地への関与は第2次大戦後の植民地解放時期にも見られ、君臨すれども統治せずで国王が絡むことのなかったイギリスとは対照的で当時批判的となった。いま1つは、第2次大戦で国王がその出自ともいふべきドイツへの親近感から、政府とともに亡命することなく残留してヒトラーと協力したことにより、戦後退位させられ、王制の存続については国民投票に掛けられたものの辛うじてその存続が承認されたときである。

ちなみに、今回の実体調査の際に2つの衝撃的な経験をした。1つは、フランダースのオランダ語通訳が買ったばかりの週刊誌を持っており、その表紙が何と国王が素裸で1か所だけ木の葉で隠して走る格好をしていた。その内容については詳しくは聞けなかったが、王制に対する国民の目は厳しいようで、近い将来廃止されるだろうとの声も聞かれた。いま1つは、前世紀末に、イギリスやオランダ同様女王を認めるようになった点について、少し前に日本でも問題になったのでその経緯を確かめたところ、何も両性の平等などとは関係がなく、現在国王の3人の子どもが男・女・男の順番で、長男なら問題がないが彼に万が一不慮の事態が起こったとき次男はとんでもない放蕩息子なので大変なことになるとの配慮に出たものと説明された。いずれにせよ、国民の皇室に対する批判は自由で、それだけにまた逆にその多民族間のかすがいとしての国王の存在が認められているように感じられた。

(2) 植民地経営の失敗 (5)・(12)

最初の危機は、現在の移民問題の原因の1つでもあるアフリカ・コンゴの国王の植民地経営の失敗のときだった。ベルギーの植民地政策は、他のヨーロッパ諸国よりずっと遅く1876年レオポルドⅡ世の手によって開始された。彼は、人道主義と地理学研究に名を借りてブリュッセル地理会議を開催、国際アフリカ協会を設立、続いてコンゴ盆地を発見した探検家のH・スタンリーと協力して82年には国際コンゴ協会を設立して多数の現地首長たちと条約を結び、事実上この地を支配するに至った。この植民地のコンゴ自由国の領有は、85年ベルリン会議で商業への門戸開放・コンゴ河の自由航行を条件に国際的に承認された。

ところが、レオポルドⅡ世は、政府や議会の後援なしに独力で植民地国家経営に乗り出し、開発費用と鉄道建設・現地人の叛乱鎮圧費用が巨額に上ったため、これを賄うゴムの供出や苛酷な搾取により、国内の自由党や労働党から国際的にまで厳しい批判にさらされることになった。そこで、議会は1908年植民地経営を国王の個人的所有からベルギー領有省の管理下に移した。その結果、開発は急進し、鉄道・森林・鉱山など各関連会社は莫大な利潤を挙げるようになった。その後の植民地支配から解放に至るまでの状況については改めて移民の所

で触れることにして、ここでは国王の失敗だけ指摘するにとどめる。

(3) 国王退位問題 (5)

2度目の王制の危機は、第2次大戦のドイツ軍のベルギー進行から始まり、戦後の1951年半ばまで続いた国王退位問題だった。ドイツ軍の侵攻は、大戦開始の翌年の1940年5月10日に始まり、首相と国会議員の多数はフランスへ亡命、続いてロンドンに臨時政府を樹立したが、国王レオポルドⅢ世はドイツ軍に無条件降伏し、最初ラーケン宮に幽閉されたもののその年秋にはヒトラーを訪問、翌41年には議会の同意なしにスウェーデン王女と結婚した。44年9月ドイツ軍排除・占領終結により亡命政府が帰国すると、国王はザルツブルク近郊に軟禁され不在となった。国会はその帰還を期待して王弟シャルルを摂政に据えたが、当時勢力の強かった社会・共産両党は復位に反対、カソリックのキリスト教社会党と中道の自由党右派が賛成と、戦時中の国王の反国家的行動と戦争責任問題で分裂、ここにも地域・文化・政治をめぐる対立が露呈した。

こうして、その後51年7月の解決までに10回以上の政権交代と3回の総選挙が繰り返され、協議は内乱の瀬戸際まで進み、その間50年3月には国民投票が実施された。結果は57.6%が賛成となったが、その多くは人口の多かったフランダースで、逆に首都ブリュッセルとワロンでは40%台にとどまった。ともあれ、これを受けて国王は帰国したが、後者の地域ではデモと政治ストが続き、遂に彼は復位を断念、長子のボードゥウィンに大権を移譲、翌年夏退位した。

この一連の流れの原因としては、南北の言語・文化対立に加えて、①ドイツと人種・言語を同じくするフランダース国民同盟の対独協力問題、②共産との大戦中の対独抵抗運動と祖国愛運動の独占、③ワロンでは商工業の発達で伝統的に労働運動が活発で社会党が強かったこと、④これに対して王制賛成のキリスト教社会党がフランダースでは多数を占めていたことなどが挙げられていた。ともあれ、こうして、第2次大戦後イタリアや東欧諸国など王制廃止が相次いだ中でベルギー王制が存続できたのは、フランダース対ワロンの対立・抗争の緩衝役としての王制への期待がなお強かったことの表れとみることができよう。

2 国王の権限

このような国王への期待もあって、国王には単に名目的な象徴的存在にとどまらず、国会に任せているのは南北対立で妥協成立が困難な総選挙後の首相指名など重要な権限を持っている。本稿の論題に関わる重要な点だけを以下に指摘しておく。

(1) 立法部の一部門としての権限

国王は、連邦立法部の一部門としては名目的ながら発議権（議会に法案を提出する権限）、修正権（法律修正案の提出権）、裁可権（単独では無責任無権限、裁可には大臣の署名が必要）の3種の権限を有する。

ところで、国王に裁可拒否権（不裁可権）があるかどうかは議論のあるところで、近年1度だけこの問題をめぐり国王が国会と対立したことがあった。1990年国王ボードゥウィンが、カソリック教徒としての良心的な反対から国会を通過した妊娠中絶法の裁可を拒否、重大な憲法上の危機に陥り、以下の両論が対立した。一方の見解は、国民により選挙されていない国王

の不裁可は承認できないとの主張であり、これに対して他方は、国王は彼の良心に反する原本に裁可を拒否する権限があるとの反対論を展開した。最終的に国王の要請で、1990年4月3日1日だけ国王の職務免除を認め、内閣だけの裁可ですませる妥協策を採った。国王は裁可の手續に必要な全てを行うことを政府に要求しながら、良心的反対から自らの裁可を拒否したものの、同時に民主的機関の作用を妨害する意思はなかったという。もっとも、これは唯一の例外だった。

ともあれ、国王という人物をとおして政府の各大臣は発議と修正提案を行う機会があり、他の多くの国々同様これは大いに利用され、国会通過の法律の約80%は政府提案となっているが、法案作成に直接の責任はない。(9)

(2) 執行部を構成する国王

国王は、日本とは違って実質的に連邦政府の執行部の重要な一角を占め、次のような権限を有する。特に首相の任命は国王の責任だが、連立政権で、しかも両大共同体・リージョンの利害対立が強まる一方なので、2007年のように難航することは避けられなくなっている。

ア. 国王が大臣を任命

憲法に従い執行権は国王と共存する。だが、国王は単独では無権限で、一緒に政府を形成する大臣たちを任命する。執行権は、国王個人にでなく彼を長とする政府に属する。国王は、最大15名の大臣を任命でき、首相を除き両言語話者に平等に分けられる。すなわち、15名の内訳は、両言語話者7名ずつ・首相は別にどちらからの一人となる。また、14名の場合は両言語話者7名ずつ、首相はその中の一人となる。2002年の憲法改正により閣僚には必ず異性を含むことになり、これにより男性ばかりだけでなく女性ばかりも許されなくなった。

各大臣は、① 特定政策領域に責任を有し、② 職務遂行に従事する一定数の公務員（政府各省所属）を統括し、③ 大臣秘書官を形成する個人的な幕僚（公式には大臣官房）を持つ。国王は、別に特命大臣を任命、特定の権限（例＝行政簡素化）を付与され、閣僚中の特定の大臣の下に振り分けられる。一般的には特命大臣は閣僚大臣と同様な権限を持つが、数は制限され、その数は基本的に割り当てられる大臣の同意を得ねばならない。ゲント大学のスタッフは、その設置は連立与党の大臣増員要求に対処するものだと批判的意見だった。

ここでは、閣僚大臣と特命大臣が公選でなく国王によって任命される点が重要であり、日本と異なるが、公選の国会が監視に当たる点は日本と同じである。また、閣僚大臣と特命大臣は実際は全て国会議員から選ばれるが、日本と違って大臣への就任で国会議員としての国民の委任は喪失し、ただし大臣を降りれば国会の議席が回復される。

イ. 実際の政府の構成

憲法上大臣を任命する国王の権限の選択の幅は狭い。大臣は国会の信任の確保を要し、国王は選挙の結果を考慮する必要があり、任命に当たっては事前に各方面の意見を聴取する。実際は政府の形成過程は以下のように進行するが、基本的に国王が次期首相候補に組閣の打診をし、その候補者が政党間の交渉をまとめて内閣を組織するメドが着いたところで首相以下の大臣の任命となる。

(ア) 国王は情報を獲得する

総選挙後できるだけ多くの人から助言をもらう。通例は上下両院議長や各党党首など若干

の政治家だが、従来の支柱主義の伝統もあって、経営者団体や労働団体の代表も相談相手となる。

(イ) 首相候補を指名・組閣の可能性を探らせる

国王は、以上の話合いに基づき提案された内閣が成否について調査をする政治家1名を指名する。彼は、第1次・2次と代わる中で名称も変わるが、各政党と協議し、どの政党が政府で協働できるか連立を組めるかを精査する。だが、必ずしもこういう形で進めるとは限らず、選挙結果が明確な場合にはそれ以上の情報は不要と判断して直接政府の形成を任せる人間を任命することもある。

(ウ) 国王が組閣を任せる人間を任命する

組閣を任された人間は政府を提案する作業を進める。この場合連立協定をまとめる政府を形成中の各党を糾合する。この協定では、各党が来るべき任期中に達成したいと望むものについて合意に達するよう努力する。ひとたびこの協定が起草されると政府の顔ぶれの協議に入る。すなわち誰を閣僚大臣や特命大臣に据えるかで、成功すれば組閣を任された人物が国王に提案する。

(エ) 国王が各大臣を任命

それに次いで国王が組閣を任された人物から提案された人々を大臣の職に任命する。滅多に起こらないが、国王には任命の拒否権が留保されている。ほとんどの場合国王は組閣を任された人物を首相職に任命することになる。

ウ. 国王は統帥権も持つ

国王は、戦争状態と戦争終結を確定する。1993年の憲法改正までは憲法は国王が「戦争宣言」できると記していたが、改正により「戦争状態の確定」と変更された。これにはベルギーは好戦国でない事実を伝える狙いがあり、ベルギーが仮に他国から攻撃された場合もしくは国際的レベルで決定の場合戦争状態の確定を宣告することになる。ただし、国家の利益と安全がこのような通告を発するのを許さない場合以外は立法部にも決定は通告されなければならない。

エ. 国王は恩赦権も持つ

恩赦権も憲法が国王に付与しており、裁判所によって宣告された刑罰の軽減・免除を行うことができる。

第2節 2007年の総選挙

ここで、組閣の難航した2007年の連邦総選挙について触れておこう。議席総数は下院150、上院40(公選分)で、CD&V-NVA「キリスト教民主フランダース党」(中道右派)がフランダース各県で漏れなく30%前後得票して30議席(+8、上院9・+3)で第1党に躍進、選挙前にフランダースの最大政党になり政権を握ることも予想されたが、指導者はフランダース共同体の首相で、新政府の連立創設者に指名されたものの、予想どおりワロン側諸政党の反発で失敗した。第2党はワロンのMR「改革運動」(自由主義政党)で23議席(-1、上院6・+1)、これまでの与党で党首は財務大臣を務め、支配政党だった社会党を敗北に追いやった。Namurでは45%も得票、①ワロンで支配的なSPを各種の腐敗のスキャンダルにま

みれ、失業につながる貧困な統治と時代錯誤と告発、政権交代の必要を説き、② 新たな財政改革・減税・経済への政府統制を必要とし、③ フランダースの好一対 openVLD との友好・共進政策を提唱した。第3党は、PS「ワロン系社会党」で20議席（-5、上院4・-2）、これまでの与党で1978～79年ワロン系の首相を出したこともあったが、上院議員が汚職で起訴され、ワロンの各県で軒並み後退した。だが、今回の組閣では初めは断ったものの一応暫定政権には参加した。これまでの連邦首相を出していた openVLD「フラーマン自民党」（中道左派）は最近数年間党内紛争から2人の著名政治家が離党するなどして18議席で7議席減（上院5・-2）だったが、結局暫定政権の首相を引き受けた。次が極右の Vlaams Belang「フランドルが重要」で17議席（-1、上院5・±0）、Vlaams Blokを改称した。惨敗したのが SP.a/SPIRIT「社会民主党」（フランダース社会党）で、14議席（-9、上院4・-3）だったが暫定政権には参加した。暫定政権に参加した cdH「人道的中道民主党」（ワロンの中道右派・キリスト教）は10議席（+2、上院2・±0）だった。そのほかについては第1章で既述した。

第5章 移民問題

第1節 移民問題の台頭 (12)

ここでは、主として参考文献(12)に依拠して叙述を進める。

1 「お客さん労働者」の時期

第2次世界大戦の最後の数か月の間に、ベルギー政府は、炭鉱採掘の復興による経済の復興を願ったが、炭鉱夫の不足に直面し、外国人労働者の呼寄せをよぎなくされた。まず、ドイツ人捕虜、次いで占領下の西独にいた東欧難民、最後に双務協定によりイタリア、モロッコ、トルコなど地中海諸国からの人々で、後2者からやってきたのは非熟練労働者の大集団だった。これら全ての外国人労働者は「お客さん労働者」(gastarbeiders)と呼ばれ歓迎され家族同伴で招かれたが、1960年代の新移民のかなりはこのお客さん労働者の非労働の親類だった。ともあれ、この名称は、永久に国内に定住するという見通しがなかったことを示唆する。このような国際的な労働移民の調達は正式には1974年に中止したが、非EU系の合法的な移民がモロッコとイタリアからやってきていた。

この時期までの移民たちの現在の状況を見てみると、2006年の全人口の約10%は非ベルギー国民で、うち35%がフランダースに住み、全外国人の約55%はEU市民だったが、非EU国民のトップはモロッコ人で8万1,279人、移民人口の9.3%、次いでトルコ人3万9,885人、4.6%だった。モロッコ人とトルコ人の多数はフランダースに住んでいて、それぞれ2万6,627人と9,751人だった。これは、1985年の法律改正がベルギー市民権取得を大いに促進したことによるもので、1999年からの5年間に9万169人のモロッコ人と5万3,543人のトルコ人が市民権を取得した。

ベルギーは、1974年以降イスラムを国の5つの宗教の1つとして認めてきたので、その教徒は全人口の4%を数えると想定される。だが、今までのところモスクにはキリスト教の教会やユダヤ教会とは違ってベルギー法の下で提供されるような助成はなされていない。同様に、カソリックやユダヤ教やプロテスタントの学校と同様な政府機関から助成を受けるイスラム教の学校網は存在しない。この点では、早い時期の期待とは逆に、脱支柱化はより寛容な社会へは進まなかったようである。

2 移民排斥運動の激化

(1) 「福祉国家」と移民問題

今日フランダース人の4人に1人はVlaams Belangに投票する。この極右政党は、フランダース人の権利は独立のフランダース共和国においてのみ守られると信ずるが、ベルギーのイスラム教徒に対する人種差別に対して2004年の連邦最高裁により有罪判決を受けている。

ベルギーの「外国人」は、普通選挙権の導入と続く福祉国家の発展に伴い、各種利益集団が市民のために独占的に福祉国家の恩恵を確保しようと望んだために危機に陥った。フランダース社会学者の中には、支柱と結び付いた民間団体の分裂が民主的参加の欠如と外国人への不信に寄与していると論ずる者もいる。「ビーフステーキ社会主義」(biefstuksocialisme)という言葉は、集団志向的支柱的文化から個人化された消費文化への転換を示す。労働者階級と中産階級の乖離は終息せず、それどころか逆にこの新たな消費文化は福祉国家の恩恵を

「外国人」に拡大したいと望む人々と、これらの恩恵を「実の国民」にとどめたいと欲する労働組合員を含む排外主義者との違いを募らせてきた。

(2) アントワープと Vlaams Belang

支柱制度の外部にあるほとんどの政党と同様に Vlaams Blok (Vlaams Belang の前身) は、最初は地方選挙、特にアントワープで勢力を伸ばした。ここは歴史的にはユダヤ人共同体に敵対するフランダースの国家主義者のとりでであり発祥の地であった。このフランダース最大の都市では、郊外への都市労働者の逆流出と同時に 1970 年代の脱支柱化と経済の後退が起こった。その結果、支柱は都心でのその草の根のボランティアや活動家たちを失い、脱支柱化はまた労働組合の政治勢力を後退させた。一方、国政政治家は、増大する顧客主義によって浮動的な選挙民を引き付けようと努力した。

1982 年アントワープが近隣自治体と合併させられたとき、中心都市の有権者は地方政治家への個人的接近方法を失った。資金難から自治体は、そこの住民が「外国人」によって包囲され、自治体に疎んぜられ裏切られ見捨てられたと感じた貧困な近隣の新興域には十分な投資ができなかった。Vlaams Blok はこの間隙に入り込み、1930 年代の反ユダヤのスローガンをマネすることによって以前の社会民主党投票者を鞍替えさせた。続いて同党は、妊娠中絶、安楽死、同性愛者の権利等々に保守的倫理的な見解を採るキリスト教民主党员や、その後より多くの法律や秩序に賛成の自由党员をも標的にすることによってその訴えを都心から外部に拡大してきた。Vlaams Belang の美辞麗句は、地方近隣の定着住民を「外国人不法占拠者」と対比し、あるいは室内に閉じこもるキリスト教「地方民」を「路上生活の」イスラム教移民と対比させ、また等しく政治家から疎んじられていると感ずる田舎の中産階級フランダース人を恐怖に叩き込んだ。

自治体合併は政策決定中心部とフランダース全体の居住地との地理的社会的距離を拡大し、政治の職業化、高級化をもたらした。多くの Vlaams Belang 投票者の体験する周辺疎外意識は地理的真実であるが、権力と政策決定の中核から離れている地方共同体に対して実のあるものを用意する。距離が無視につながり、地理的距離が政治的無権力性と等しいことを示して Vlaams Belang 投票者は周辺共同体の本物の価値を地方・リージョン・連邦の空虚・浅薄と対比できるというわけである。

一方、Vlaams Blok は、寛大なベルギー福祉制度に「寄生する」と描写するイスラム教徒の魔神教化を攻撃することによってその選挙で成功を収めた。同党の台頭は、1980 年代と 1990 年代との間になぜベルギー人の 90% が他のより小さな少数派を無視して「外国人」を後述の北アフリカとトルコ人の移民と同一視するようになったかを説明する。世間一般のイメージでは、「イスラム教と外国人」は「街頭犯罪、社会保障の搾取、イスラム教原理主義、女性差別、麻薬取引、都市住宅スラム化、文化の根絶とアノミー等々」と結び付けられる。ただし、実際にはイスラム教徒の世間一般の理解はもっと複雑で、第 1 に性的差別、すなわちイスラムの女性は日常的には男性イスラム教徒の「家父長制」の不運で純潔な犠牲者として描かれ、第 2 にモロッコ人の世間一般の理解はトルコ人のそれよりも否定的である。トルコ人以上にモロッコ人は日常的に十分に「統合」もしくは「同化」していないと非難される。

(3) 旧植民地からの移民と難民

1980年代末に新種の移民・難民がサハラ砂漠以南のアフリカから入国してきた。旧ベルギー領コンゴのコンゴ民主共和国と保護領だったルワンダ・ブルンジからだが、入国の権利に関する法的処置、市民権取得、雇用等々には何らの特惠も与えられなかった。このうち保護領は、前述の国営への移行後の1916年にドイツ領を占領したもので、既存の支配層を利用した間接統治を行い、医療援助や初等教育導入などを行った。第2次大戦後、戦中戦後の食糧・資源への需要増大により、庶民地や保護領の開発は急進展し、銅・錫・亜鉛・ダイヤモンド・コバルトなどの鉱物資源やパーム油・綿花・ゴム・木材などの輸出額は戦前の10倍に達し、本国の経済復興に寄与した。だが、現地の白人やコンゴ人の参政権を認めず、民族主義と反ベルギー感情を刺激、独立運動が激化した。このため、1960年に、ブリュッセル円卓会議を開催、現地の指導者を集めて主権移譲を決め、コンゴ共和国（現ザイール共和国）の誕生となった。だがその直後、コンゴ軍の反乱、労組のスト部族対立名で危機に陥り、ベルギーは1万人の派兵をしたが混乱は収まらず、国連軍が空輸作戦を展開し、収拾に苦悩した。(4)

この植民地放棄後の移民の大多数は、1960年代と1970年代の間の彼らの国々が独立達成後に高等教育をベルギーで受けるために学生として入国したもので、政治的保護を要求した。2006年にサハラ砂漠以南のアフリカ人では、コンゴ人が2万1,066人で1位、4番目にルワンダ3,613人、ブルンジ1,812人となっていた。うち4,559人のコンゴ人、879人のルワンダ人、460人のブルンジ人がフランダースに住み、1993年から2001年の間に1万8,169人のコンゴ人がベルギー国籍を取得した。また、大部分のルワンダ人は、1994年の大量虐殺の影響で入国、7,002人に難民が適用された。その後、1999年コンゴ民主共和国からの難民2,060人、ルワンダ1,667人、ブルンジ768人と続いた。これら旧植民地と保護領からの入国者は、宗主国とは緊密な歴史的関係がなかった国々からやってきた非ヨーロッパ移民とは異なり、ベルギー・フランダースと関係があると考えている。特に、コンゴ人は二つの保護領の住民とは違ってベルギー国籍を持っていたためだろう。

第2節 フランダースの移民政策

1 フランダース人の移民観

まず、国全体で見ると、ベルギーは異質の抑圧された多数者が共存し、その各々が全て劣等感にさいなまれているのに他に対する優越性を主張する世界で唯一の国といわれたことがあった。これまでは、連邦は、フランダースのフランス語話者とワロンのオランダ語話者の承認を含んでいるという恐怖から、民族少数派保護ヨーロッパ枠組協約を批准してこなかった。出入国と居住の規制は常に国家の大権だが、連邦化に伴い人種的無差別政策（統合政策）はリージョンと共同体の政策権限となり、それらはさらに県と自治体に移管された。だが、フランダースの人種無差別政策には自治体と県の間には大きな差があり、多元的文化政策推進主義者と人種的無差別主義者の姿勢が混雑している。例えば、前述のアントワープ自治体は、公衆と直接接触する市の職員にイスラム教徒のヴェールのような何らかの宗教的象徴の着用をフランダースで唯一明確に禁止した。

概して移民の混入に関しては、フランダース人は人種的文化的差を考慮せず、社会的経済的窮乏も無視する傾向にある。政治家と社会の主流はモロッコ人とトルコ人を社会経済的

窮乏は考慮せずに人種的文化的差違を元に異邦人化するが、一方植民地以後の中流階級の移民は同化を認める。移民たちは彼ら自身の民間団体によって自らを解放することが期待され、これは支柱化による労働者階級の解放や社会文化的諸団体によるフランダース運動の発展と完全に調和する。だが、社会の主流は、一般にイスラム人が新しいイスラムの支柱によって解放されるという着想には反対する。

2 フランダース共同体政府の移民政策

フランダースの立法は特定の人種文化少数者を公式には認めず、「植民地開拓者」(allochthons)＝ベルギーに合法的に居住し、国外で生まれた少なくとも一人の親(祖父母)を持ち、その人種的祖先もしくは弱い社会経済的地位を元に差別を受ける人間一という言葉を使用する。1998年以降、フランダース政府は、また個人統合(人種無差別主義)政策、いわゆる「市民化政策」(inburgeringsbelreid) (policy for civilisation) を採り、オランダ語教科とベルギー＝フランダース社会への導入コースからなる教育も行っている。これとは別に、政府の移民の市民団体への助成も続けられている。

3 移民をめぐる意見の対立と Vlaams Belang

フランダース運動は現在、社会経済的解放を育むために集団として自らを組織する移民の権利を主張する左翼の立場の人々と、彼らは社会の主流に個人的に同化しなければならないと主張する右翼の側の人々とに分裂している。また、フランダースへの帰属意識の方が強いフランダース人は、イスラム教徒の労働移民とその世襲者に対して拒否的態度を持つ傾向にあるが、ベルギー人の帰属意識の方が強いフランダース人は彼らをより肯定的に見るという。

Vlaams Belang は移民を攻撃してきた。主な政党の個々の政治家たちは、移民は彼らの低い社会経済的地位と差別に責任があり、人種問題と犯罪行為との間には直接の関係があるというその見解に賛成してきたが、一方政党自体は Vlaams Belang を権力の座から排除できるのは前述の防疫線の手法、全主流政党が地方、県、リージョン、連邦、ヨーロッパのレベルで連立を組まないという協定によってだけと考えている。

第6章 仲裁院（現憲法裁判所）の誕生 ((5)(6)(7)(8)(9)(13)(14))

第1節 制度の概要

憲法裁判所は、法律の効果を有する諸法規の憲法（第8～32条、170条、172条、191条）遵守と連邦国家・共同体・リージョン間の権力分立を規制する諸法規を審査する専属的管轄権を併せ持っている。もっとも、この2つの基本的権限は、最初は後者だけだったのが後に前者をも任されることになったもので、同裁判所は立法部、執行部、司法部のいずれからも独立した特殊の司法機関と解されている。同裁判所は、法規担当書記官と2人の事務官に補佐される12人の裁判官で構成され、別に事務職員が50人ほどいる。

なおここでは、ベルギー政府のウェブサイトによる制度の紹介、憲法裁判所の地位などについての記述に加えて、私たちがインタビューをしたルーヴァン大学のペータース教授の諸論文を基に執筆した。((5)(6)(7)(8)(14)) 同教授は、この分野の権威で、何本もの論文を発表しているが、そのうち4本の提供を受けここで利用した。

第2節 仲裁院から憲法裁判所へ

1 仲裁院の創設

(1) 仲裁院の発足

憲法裁判所が最初に仲裁院として登場したのは、ベルギーの単一国家から連邦国家への発展に負っている。そのとき与えられたこの名称は、1980年に憲法（旧第107条の名称）に挿入された。同条第2項は以下のように規定する。

「ベルギー全体に対して1つの仲裁院が存在し、その構成、権限、機能は法規によって決められる […]」

この憲法規定は1983年6月28日の法律によって補完され、同法はこの新設の同院の構成、権限、機能を規定した。

仲裁院は1984年10月1日上院において正式に就任式が行われ、1985年4月5日その最初の判決を下した。

(2) 仲裁院創設の意義

ア. 「法律不可侵性」の原理

ペータース教授によれば、仲裁院（現憲法裁判所）の創設は、ベルギー公法における重要な里程碑（重大な事件）を意味した(7)。独立後間もなくベルギー大審院は、1849年7月23日に下した判決において、憲法会議が立法部に寄せた信頼に照らして大審院は制定法の合憲性を審査する裁判所にまでは達していないという原則を述べ、このような審査は立法部自身の大権にとどめるべきだとした。要するに、この法則は、立法部と司法部との関係を長年にわたって支配することになるいわゆる「法律の不可侵性」の原理の判例を創ったのである。

だが、法律不可侵性の原理は、1971年の有名なレ・スキ判決（ベルギー大審院の判例法）における今一度の境界標（画期的な事件）によって一部無効とされた。大審院は、他の法律を待たずに当然に執行される条約と競合する制定法の施行を、各裁判官が拒否しなければならないということを支持した。法律不可侵性の原理に対するこの最初の例外によって、ベルギーの裁判所はそれ以後ヨーロッパ人権協約のような他の法律を待たずに当然に執行される

条約によって保障される基本的な権利や人権と競合する法令を適用するのを拒否しながら、他方で同じベルギー裁判所がベルギー憲法自体によって保証された基本的権利や自由の遵守に対して国家法を審査す権限を持たないというむしろ逆説的な状況になった。

イ. 仲裁院（‘Arbitragehof’・‘Courd’arbitrage’or‘Schiedshof’）の誕生

仲裁院の誕生は、伝統的な領域に分権化された3共同体と3リージョンからなる連邦国家への変形とともに起こった。立法権は、連邦・共同体・リージョンの立法権者の間に配分され、これらの立法権者が制定する法規の平等な法的地位は、それらの間の権限争いを解決する審判者を見つけ出す必要があった。また、各立法権者がその制定する法規が憲法上の権力分立を遵守しているかどうかを自己決定するのに任せるわけにはいかなかった。そんなことをしたら実際は分裂した憲法解釈になり、国家自体の存立を危機に陥れるおそれがある。

その解決は、1980年の憲法改正による憲法上の機関としての仲裁院の新設で実現した（憲法第142条・107条）。憲法第142条は、その後仲裁院に関する1983年6月28日の制定法と仲裁院によって下された無効判決の結果に関する1985年5月10日の制定法とによって履行された。その後、これらの制定法は1989年1月6日の特別多数決法によって取って代わられた。そして、仲裁院は、それぞれが平等の法的地位を有する新設の立法部間の「審判者」（仲裁者）として機能してきた。

2 憲法裁判所への発展

1988年7月15日の憲法改正において、同院の権限は、平等、無差別、教育に関する権利と自由を保障する憲法第10条、11条、24条の遵守についての監督を含めるよう拡充された。また、1988年の同じ憲法改正では、他の憲法条文の遵守を審査する権限を仲裁院に付与する責務が議会に残されていたが、これは2003年3月9日の特別法によって実現した。これにより、上述の憲法第10条、11条、24条ばかりでなく、第170条、172条、191条はもとより第II章全体（第8―32条、ここは基本的権利と自由を規定している）も、今日同院による憲法上の法規審査に対する参照の枠組がされることになった。

次いで、1994年の憲法改正で仲裁院に関する規定が第142条に挿入され、さらに2007年5月7日の改正で仲裁院の名称は「憲法裁判所」に変更された。

第3節 法的（憲法的）基礎

1 憲法規定

憲法の現行第142条第1項は、ベルギー全体に対して1つの仲裁院が存在し、その構成、権限、機能は法規によって決められると明記する。同院は、権限争い、憲法第10条、11条、24条の侵犯、法律が指定する憲法の各条文（現行では憲法第170条、172条、191条はもとより第II章の全条文）の侵犯に関して判決により裁定する。事件は、法規により指定されたいかなる機関、正当な利益を有するいかなる個人、もしくは予審事項（全ての司法裁判所が同院の憲法遵守審理権限を持つ事項について判決を下す場合の同院での予審が義務付けられている）にあっては、いかなる裁判所も同院に提訴できる。

2 組織法

この憲法第 142 条は、1989 年 1 月 6 日の特別法（その後繰り返し改正された）によって補完された。同法は、同院の組織、管轄権、機能、手続と判決の効果を規定する。1989 年 1 月 6 日の（普通）法は、同院の裁判官、法規担当書記官、事務官の俸給や年金を規定した。さらに、同院の権限と行為の種々の面に関連ある幾つかの勅令、規則、指針が存在する。

第 3 節 憲法裁判所の管轄権

1 管轄権の概要

(1) 憲法裁判所により審査される法規

憲法裁判所は法律の効力を持つ法規の審査専権を有する。法律の効力を持つ法規とは、連邦議会によって（法律）、共同体とリージョンの議会によって（デクレとオーディナンス）採択された実体法と形式法の両方を意味する。したがって、裁判判決はもとより勅令、共同体とリージョンの政府のデクレ、省令、県と自治体の条例や規則は同院の管轄権外にある（判決以外の行政権による法規の同種の審査は国務院の権限である）。

(2) 憲法裁判所による審査の判断基準を構成する法規

憲法第 142 条は国家、共同体、リージョンのそれぞれの権力を決定する法規の遵守について法律の効力を持つ法規の審査専権を憲法裁判所に付与する。憲法裁判所はまた憲法第 II 章（第 8 - 32 条）、第 170 条（租税法律主義の原理）、第 172 条（税関係事項における平等主義）、第 191 条（居留外国人の保護）において保障された基本的権利と自由の法律の効力を持つ法規によるいかなる侵害についても判決を下す権限を有する。

2 付託方法

事件は、憲法裁判所に、① 法規によって指定された機関ならいずれによっても、もしくは正当な利害を有する個人なら誰でも提起できる無効訴訟の形態、② いかなる裁判所も仲裁院に予審事項の付託可能の 2 つの方法で提訴できる。

(1) 無効訴訟

以下の機関と個人は憲法裁判所に無効訴訟を提起できる。

- ▶内閣と共同体・リージョン政府
- ▶その議員の 3 分の 2 の要求に基づく全立法議会議長
- ▶私法と公法の両方における外国籍はもとよりベルギー国籍の自然人と法人

後者は原告適格、挙証責任が問われ、除斥期間は争訟対象法規の公布から 6 か月である。無効訴訟は争訟対象法規の効果を中断しない。ただし、判決までに重大な回復不能の損害が予想される場合は例外的条件で争訟対象の効力停止を、停止決定後 3 か月以内にその事件の理非曲直に関して判決を下すまでの間命令できる。この場合の除斥期間は 3 か月である。

(2) 予審事項

問題が、国、共同体、リージョン間の権力分立を規定する法規、もしくは憲法第 8 - 32 条、170 条、172 条、191 条との法律、デクレ、オーディナンスの適合性について特定の裁判所から提起される場合は、その裁判所は原則として憲法裁判所に予審問題を提起しなければなら

ない。いずれかの裁判所が問題を提起するときは憲法裁判所の回答があるまでは問題の法廷は中断される。

憲法裁判所が問題の法規が上述の諸法規と競合すると決定すれば、もはや関係裁判官は事件のその先の判決に当たりそれを考慮に入れてはならない。だが、問題の法規は法体系の中では維持される。この点では、それぞれの裁判所自体は行政機関の行為による権限の制限された法規や基本的権利の侵害に対して判決できるということを指摘しておくべきであろう

3 判決の効果

(1) 無効訴訟

判決の効果は 無効訴訟と予審事項とは異なる。訴訟が十分な証拠があれば争訟対象の法規は全部か一部無効とされる。争訟対象の法規を無効とする判決は、官報に登載された瞬間から絶対的な拘束力を持ち、遡及効を有する。ただし、必要ならば、憲法裁判所は無効とされた法規の効果を維持することによって無効の効果の遡及を緩和できる。また、無効とされた法規に基づく行為、法規、判決はなお有効である。憲法裁判所により下された無効訴訟却下の判決は、このような判決により確定した法律問題に関して諸裁判所を拘束する。

(2) 予審事項

予審事項に関する裁定の効果は無効訴訟の場合とはやや異なる。予審では、同じ訴訟当事者（控訴裁判所を含む）についての訴訟手続において判決を下す諸裁判所は懸案の予審法律問題に関して仲裁院によって下された裁定を遵守しなければならない。そのうえ、仲裁院が侵害と評決した場合にはその法規は法体系の一部として残っても、懸案の法規の無効訴訟がその期間内に提起できる新たな6か月の期間が開始される。憲法裁判所の判決は終審で法的強制力を有し、上告の道は開かれていない。

第4節 憲法裁判所の組織

1 概説

裁判所は、12人の裁判官で構成され、出席議員の少なくとも3分の2の多数決で下院と上院によって交互に提案された2つの候補者名簿から国王により終身職として任命される。6人の判事はオランダ語グループに属し、6人はフランス語グループに属する。判事の一人は適当なドイツ語の知識を持たなければならない。各言語グループは、法曹の経歴を有する3人の判事（ベルギー国立大学の法律学教授、大審院か国務院の判事、憲法裁判所の法規担当書記官）と、議会の議員として少なくとも5年の経験を持っている3人の判事で構成される。候補者は、少なくとも40歳以上、判事の定年は70歳で、他の官職、地位、専門的活動との兼職は禁止される。

各言語グループの判事は部会長を一人選出し、他の部会長と交代で9月1日に始まる1年の任期で裁判所を統括する。裁判所は、法規担当書記官（最大限24人、オランダ語話者とフランス語話者は同数）により補佐される。現在の構成は、両言語グループの部会長・判事・書記官各9人・事務官（フランス語のみ）1人からなっている。別に名誉会員の制度がある。

第5節 憲法裁判所の機能

1 所管機能

全ての事件（中断訴訟を伴うと否とにかかわらず無効訴訟の提起、予審問題）が、受理順に裁判所の提訴表に載せられる。事件は、提訴どおりにオランダ語・フランス語・ドイツ語で提訴できるが、審査は1989年1月6日の特別法で決定された規則に従ってオランダ語かフランス語で行われる。当番の部会長はもしも事件が別の言語で審理されるならばそちらの部会長に権限を委任する。

毎年9月1日（部会長交代時期）裁判所の法廷の日取りが決められる。

通常事件は、7人の判事——全ての事件に出席する2人の部会長と複雑な交代制度に従って指名される5人の判事で審理される。この制度は、各法廷は各言語グループからの少なくとも3人の判事を有すること、常に少なくとも2人の前議会議員と2人の前法曹資格を持つ判事がいることを保証する。

7人の判事からなる通常の構成では、決定は単純多数決だが、両部会長は事件によっては憲法裁判所の大法廷に掛けることもできる。裁決する大法廷には少なくとも10人の判事、それにフランス語話者判事と同数のオランダ語話者判事が出席しなければならない。裁判長は、大法廷の裁決の場合可否同数の場合の裁決権を有する。

2 行政組織

憲法裁判所は、特別法の既定により通常の行政事件は大法廷で討議し、裁判長によって指揮される。

裁判所は固有の職員を持っている。組織構成と言語の枠組は、各レベルでの言語の平等性を考慮して裁判所によって決定され、勅令によって承認される。

裁判所は、行政職員の職務と職責、欠勤理由、更迭、欠勤、賜暇休暇と休日の協定の決定権の全部もしくは一部を4年の更新任期で指名された2人の部会長と各言語グループの2人の判事で構成される人事委員会に委任できる。

裁判所の運営予算は、国の一般歳出予算を確定する法律において毎年度配分が決定される。

第6節 憲法裁判所の手続

1 概要

憲法裁判所の手続は、原則として書面によって進められ、かつ対審的である。

無効訴訟と予審問題に関する手続規則は、事件に適用される方法に関する過程と裁判所の判決の効果を除いてはほとんど同じである。この裁判所の手続は、1989年1月6日の特別法と裁判所の手続指針によって規定される。

複雑な交代制度に従って各事件は7人の判事からなる審査会に付託される。

各言語グループの筆頭判事は、その事件のために指名されて報告判事として行動する。

大法廷は、裁判所が裁決するよう求められる同一の争訟対象の規定に関係のある諸事件を1つの同一判決にまとめることができる。

過重負担を避けるために選考手続が一定の事件を処理する場合略式裁判手続で進められて

いる。

明らかに受け入れがたいとか裁判所の管轄権外にある事件は、部会長と2人の報告判事からなる「制限会議」によって却下される。

明らかに事実無根の訴訟、明らかに否定的回答を要求する予審問題、(事件の性質とか事件で提起された問題の比較的明瞭な性質のために)「即答判決」で解決できる事件は、(通常法廷で)関係裁判所での訴訟において本来提訴者か当事者だけがそれにより組み入れられる書面手続に従って解決できる。

憲法が争訟対象の法規により侵害されていることを確定する判決を同裁判所が下すということを報告判事たちがその結論において建議する場合を除いて、全ての事件について慣例に従って自動的に通報されている機関はこの予審手続には含まれない。

2 調査

略式裁判手続が適用される場合を除き、事件が同裁判所に提起されたことが「ベルギー官報」で公表される。提訴は、その公表後30日間の期限内で裁判所登録所で相談に乗ってもらえる。

各種の立法議会、内閣、共同体とリージョンの政府は、予審的裁定のための付託において下級裁判所の手続で当事者が受けるのと同様に個別の通告を受ける。その後、書面による付託(陳述)が同裁判所になされ、立証のための証拠が適切なものとして特定期限内に提出される。

第三者の当事者も、上述の通告公表後に文書で当該事件への彼らの関係を主張できる。その後、書面で付託している全ての当事者は回答の陳述の形で書面による回答をその期間内に提出する短期間の猶予を持つ。

無効訴訟関係の事件では、提訴者の回答陳述はさらに第2の訴答の陳述で返答できる。

当事者は登録所で全ての文書と訴訟記録を含む事件簿に接することができる。

裁判所自体はさらなる証拠を入手するために広範な調査を開始し当事者もしくはそれ以外の個人や機関に聴聞する権限を付与されている。

陳述の交換と報告判事やその法規担当書記官の調査の期間終了後裁判所は当該事件の聴聞の用意ができたかどうかを考察する。次いで、いわゆる「準備段階」において聴聞の時期が確定され、何らかの質疑が開始される。陳述を提出した全当事者がそれについて通告され、必要な場合にはその中でさらに彼らの討議に付される問題に焦点を当てた報告判事による文書報告を受け取る。

3 聴聞

公聴会においては、判事の1人が事件について報告し、別の言語グループの2番目の報告判事が補足説明を行う。書面による付託書を提出した全ての当事者もまた口頭弁論(同時通訳付でオランダ語、フランス語、ドイツ語で)を個人でもしくは弁護士の助けを借りて行うことができる。

4 判決

事件の審理が続けられた後、裁判所は単純多数決で判決を下す。大法廷では、前述のとおり裁判長は可否同数の場合裁決権を行使する。

審議は非公開である。賛成不賛成の意見についての言及はなされない。

裁判所の判決は、オランダ語とフランス語の公式の会議で裁判長によって起草・宣告される。

ドイツ語で提起された無効訴訟と事件の判決はドイツ語で起草され、宣告される。

判決は「ベルギー官報」に3カ国語（略式で）で、また裁判所のウェブサイトではオランダ語とフランス語で全文公表される。

参考文献

- (1)『ベルギーの地方自治』(CLAIR REPORT 212) (財)自治体国際化協会、2001年
- (2)小川秀樹『ベルギー ヨーロッパが見える国』新潮社、1994年
- (3)石部尚登『ベルギーの言語状況——「言語戦争」と「言語境界線」——』<http://members.aoi.com/Nauto1900/langues/sommaire.html>、年不祥
- (4)梅棹忠夫監修『世界民族問題事典』平凡社、1995年
- (5)Patrick Peeters,“Reflections on the Belgian federal state”in Michael Burgess and John Pinder ed., Multinational Federations, Routledge, 2003
- (6)Patrick Peeters,“The Fifth Belgian State Reform (‘Lambermont’): A General Overview” in European Public Law, vol.9,iss.1, 2003
- (7)Patrick Peeters,“Expanding Constitutional Review by the Belgian‘Court of Arbitration” in European Public Law, vol.11,iss.4, 2005
- (8)Patrick Peeters and Jens Mosselmans,“Belgium-Recent Institutional Developments” in European Centre for Research on Federalism--2007 Year Book, 2007
- (9)Johan Vande Lanotte, Siegfried Bracke, Geert Goedertier, Belgium for Beginners, Die Keure/ la Charte, 2006
- (10)Stefaan De Rynck,“Regional Autonomy and Education Policy in Belgium”in Michael Keating and Nicola McEwen ed.,Devolution and Public Policy—A Comparative Perspective—, Routledge, 2006
- (11)Stefaan De Rynck,“Civic culture and institutional performance of the Belgian regions” in Patrick Le Galès and Christian Lequesne ed.,Regions in Europe, Routledge, 1998
- (12)Bambi Ceuppens and Marie-Claire Foblets“‘The Flemish Case; A Monolingual Region in a Multilingual Federal State”in David M.Smith and Enid Wistrich ed., Regional Identity & Diversity in Europe—Experience in Wales,Silesia and Flanders—, Federal Trust for Education and Research, 2007
- (13)Information Sheet of The House of Representatives, <http://www.benelux.be>
- (14)The Place of the Court of Arbitration in the Belgian Constitutional System, http://www.arbitrage.be/en/presentation/presentation_institutions.html
- (15)Elections-Chamber-June 10 2007, Federal Public Services Home Affairs, 2007
- (16)Marnix Van Damme, “The Council of State: Institution on The Junction of The Three Traditional Powers of The State “(発行年・掲載誌不祥・ゲント大学提供資料)